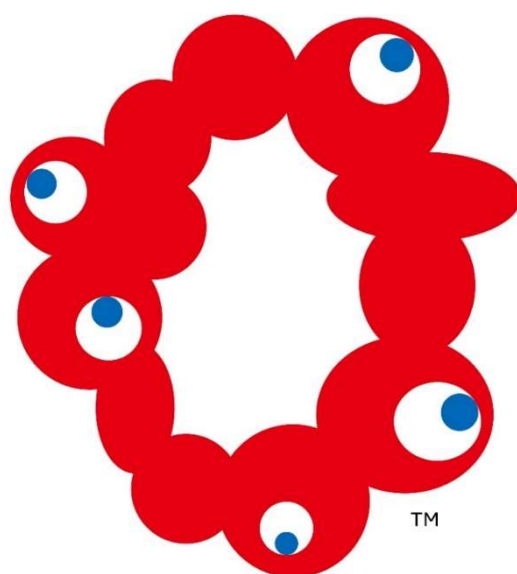


施設整備に関する ユニバーサルデザインガイドライン



OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO
2025

目 次

1. はじめに	1
1-1. 本ガイドラインの目的	1
1-2. ユニバーサルデザイン（UD）とは.....	1
1-3. 本ガイドラインの概要	2
1-4. 規制と推奨事項について	2
1-5. 法遵守等	3
2. ユニバーサルデザインの対象	4
2-1. 施設整備に関するユニバーサルデザインガイドラインの適用範囲	4
2-2. 各基準の構成	4
2-3. 特に配慮が必要となる利用者の特性	5
3. 項目と解説	6
3-1. 敷地内の通路	9
3-2. 出入口.....	11
3-3. 廊下等.....	15
3-4. 階段.....	17
3-5. 傾斜路.....	21
3-6. エレベーター	24
3-7. エスカレーター.....	32
3-8. リフト.....	36
3-9. 便所.....	38
3-10. 標識.....	50
3-11. 案内設備	51
3-12. 案内設備までの経路	53
3-13. 子育て支援設備.....	56
3-14. 飲食物販売エリア（カフェテリア、レストラン等）	58
3-15. 待ち行列エリア.....	62
3-16. 沐浴エリア、祈祷室	63
3-17. 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）	64
3-18. 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）	70

3-19. 避難設備等	74
3-20. 公共施設（駐車場、駐輪場、乗降部等）	77
4. チェックリストの提出	81
5. 引用文献・参考資料等	81
5-1. 引用文献	81
5-2. 参考資料	81
お問合せ	82

1. はじめに

1-1. 本ガイドラインの目的

国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等に関わらず、大阪・関西万博を訪れる世界中の人々が利用しやすいユニバーサルデザインの実現を目指す。そのために、本ガイドラインでは会場の施設整備に関する共通指標を示し、利用者にとって快適な環境整備を行うことを目的とする。

1-2. ユニバーサルデザイン（UD）とは

ユニバーサルデザイン(Universal Design)は、1985年にノースカロライナ州立大学のロン・メイスが中心になり、社会を変える戦略として考えたものである。老若男女といった差異、障害・能力の有無にかかわらず、だれにでもよりよいものを具体的に例示し人々の意識を変えようという考え方である。この概念を明確にするため、7原則も併せて提唱している。

対象はすべての人であり、障害の有無のみならず、年齢や体型の違い、身体機能や理解力の差などに関係なく、利用できることをこの7原則で示している。「利用できる」対象は製品に始まり建築・都市空間やサービスにまで広がる。

ユニバーサルデザインの7原則

1. どんな人でも公平に使えること。
(公平な利用) Equitable use
2. 使う上での柔軟性があること。
(利用における柔軟性) Flexibility in use
3. 使い方が簡単で自明であること。
(単純で直感的な利用) Simple and intuitive
4. 必要な情報がすぐに分かること。
(認知できる情報) Perceptible information
5. うっかりミスを許容できること。
(失敗に対する寛大さ) Tolerance for error
6. 身体への過度な負担を必要としないこと。
(少ない身体的な努力) Low physical effort
7. 利用のための十分な大きさと空間が確保されていること。
(接近や利用のためのサイズと空間) Size and space for approach and use

1-3. 本ガイドラインの概要

本ガイドラインは、以下の5つの章に分かれる。

- ・ 1. はじめに
ガイドラインの背景及び目的、遵守すべき法を示す。
- ・ 2. ユニバーサルデザインガイドラインの対象
施設整備に関するユニバーサルデザインガイドラインの適用範囲及び見方を示す。
- ・ 3. 項目と解説
パビリオンなど会場内の施設設計のためのユニバーサルデザインに関する計画条件等について具体的なガイドラインを示す。
- ・ 4. チェックリストの提出
施設整備に関するユニバーサルデザインガイドラインのチェックリストの提出について示す。
- ・ 5. 引用文献・参考資料等
ガイドラインの内容に関連する文献及び参考資料等について示す。

1-4. 規制と推奨事項について

参加者が本ガイドラインに従ってパビリオン等会場内の施設を設計する際の指標とするため、**規制 (Control)** と**推奨 (Guide)** の2つの基準を設けた。

3章の項目と解説では、規制と推奨の基準をそれぞれアルファベットのコードと数字で示している。

C-00 規制 (Control) は「～こと。～しなければならない。」事項を示し、計画・設計上の制限又は禁止事項を定めている。

G-00 推奨 (Guide) は「～ことが望ましい。」事項を示し、パビリオンの計画・設計が博覧会の目標や目的に適合するために、開催者が参加者に期待する取組み又は提案を示している。

1-5. 法遵守等

パビリオン等会場内の施設の計画、設計、及び建設にあたっては、関係する日本の法律、大阪府や大阪市の条例、並びに下記の関係法令を遵守すること（下記日本語のサイトを参照）。

- ・ 建築基準法および同法施行令

（建築基準法） <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000201>

（施行令） <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325CO0000000338>

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）および同法施行令

（バリアフリー法） <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000091>

（施行令） <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418CO0000000379>

- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例および同条例施行規則、ガイドライン

（大阪府 HP） http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/jigyosya-muke.html

- ・ 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱および施行基準

（大阪市 HP） <https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000481667.html>

また当ガイドラインを含む、開催者から提示される他のガイドラインや資料、その他計画内容に応じて関連する基準等についても遵守、参照すること。

2. ユニバーサルデザインの対象

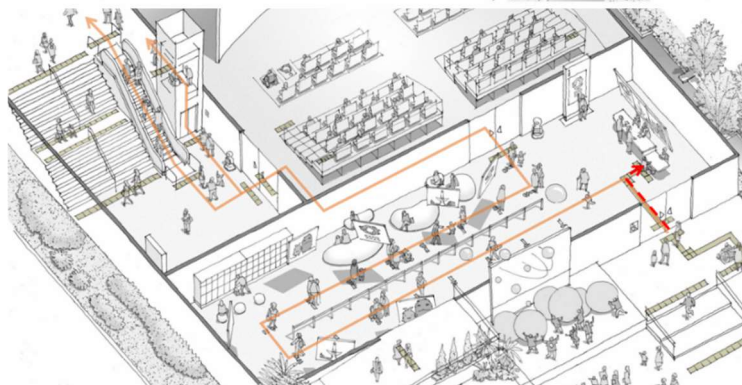
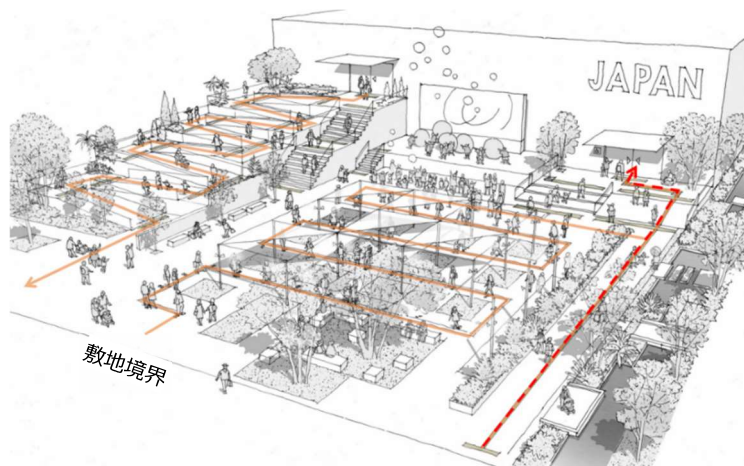
2-1. 施設整備に関するユニバーサルデザインガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、会場敷地内における建築物や外部公共空間といった施設整備に関するすべての部分に適用する。

2-2. 各基準の構成

本ガイドラインにおける推奨及び規制の基準は、対象となる施設に応じて以下の3種類で構成される。

- ・ **一般部の基準**：バックヤード等の管理エリアを除き、来場者が利用する建物内外すべての施設は一般部の基準に準じる。3章に項目において特記無き基準はこれに該当する。
- ・ **移動等円滑化経路の基準**：来場者が利用するすべての施設のうち①～③の経路のそれぞれ一以上の経路を、一般部の基準に加え、移動等円滑化経路の基準に適合させなければならない。
 - ①敷地境界等～利用居室（展示室等）
 - ②車いす使用者用便房～利用居室（展示室等）
 - ③車いす使用者用駐車場～利用居室（展示室等）
- ・ **視覚障がい者移動等円滑化経路の基準**：敷地境界から敷地内の案内施設までの来場者の経路のうち、一以上の経路については、一般部の基準の基準に加え、視覚障がい者移動等円滑化経路の基準に適合させなければならない。



- 移動等円滑化経路
- 視覚障がい者移動等円滑化経路

2-3. 特に配慮が必要となる利用者の特性

ユニバーサルデザインに配慮した会場を実現するためには、各種法令やガイドラインを十分に理解するとともに、それぞれ施設利用者の特性を十分理解し、多様なニーズを把握した上で、計画・設計を行うことが重要である。下表に施設利用者ごとの主な特性をまとめた。

表 施設利用者ごとの主な特性

対象者（利用者）	主な特性（より具体的なニーズ）
高齢者	・ 階段、段差の移動が困難 ・ 長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・ スピードのあるものについて行けず、全体にゆっくりした行動になる
認知症の人	・ 覚えること、覚えておくこと、思い出すことができない（記憶障がい） ・ 時間や季節感、方向感覚等がわからないため迷子になりやすい（見当識障がい） ・ 考えるスピードがゆっくりになり、混乱しやすい（理解・判断力の障がい） ・ 計画を立て按配することができない（実行機能障がい）
肢体不自由者 （車いす使用者）	車いす（電動含む）の使用により ・ 階段、段差の昇降が不可能 ・ 移動及び車内で一定以上のスペースを必要とする ・ 座位が低い場合、見通しが悪かったり、高いところの表示が見にくい ・ 上肢障がいがある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難 ・ 脳性まひなどにより言語障がいを伴う場合がある など
肢体不自由者 （車いす使用者以外）	杖、義足・義手、人工関節などを使用している場合 ・ 階段、段差や坂道の移動が困難 ・ 長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・ 上肢障がいがある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難 など
内部障がい者	・ 外見からは気づきにくい ・ 急な体調の変化により移動が困難 ・ 疲労しやすく長時間の歩行や立っていることが困難 ・ オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）によりトイレに専用設備が必要 ・ 障がいによって、酸素ボンベ等の携行が必要 など
視覚障がい者	全盲以外に、ロービジョン（弱視）や色覚異常により見え方が多様であることから ・ 視覚による情報認知が不可能あるいは困難 ・ 空間把握、目的場所までの経路確認が困難 ・ 案内表示の文字情報の把握や色の判別が困難 ・ 白杖を使用しない場合など外見からは気づきにくいことがある
聴覚・言語障がい者	聞こえ方に「ろう」から「難聴」まであり、個人差が大きい ・ 音声による情報認知やコミュニケーションが不可能あるいは困難 ・ 音声・音響等による注意喚起がわからないあるいは困難 ・ 発話が難しく言語に障がいがある場合があり伝えることが難しい ・ 外見からは気づきにくい
妊産婦	妊娠していることにより、 ・ 歩行が不安定（特に下り階段では足下が見えにくい） ・ 長時間の立位が困難 ・ 不意に気分が悪くなったり疲れやすいことがある ・ 初期などにおいては外見からは気づきにくい ・ 産後も体調不良が生じる場合がある など
乳幼児連れ	ベビーカーの使用や乳幼児を抱きかかえ、幼児の手をひいていることにより、 ・ 階段、段差などの昇降が困難（特にベビーカー、荷物、幼児を抱えながらの階段利用は困難である） ・ 長時間の立位が困難（子どもを抱きかかえている場合など） ・ 子どもが不意な行動をとり危険が生じる場合がある ・ オムツ交換や授乳できる場所が必要 など
その他	・ 一時的なけがの場合（松葉杖やギブスを使用している場合など含む） ・ 難病、一時的な病気の場合 ・ 重い荷物、大きな荷物を持っている場合 ・ 初めての場所を訪れる場合（不案内） など

3. 項目と解説

本章では、パビリオンなど会場内の施設設計のためのユニバーサルデザインに関する計画条件等について、**規制 (Control ; C)** と**推奨 (Guide ; G)** コードを用いて具体的なガイドラインを示す。コード番号は各節ごとに振り分けて記載している。

3章のページ例について下図に示す。

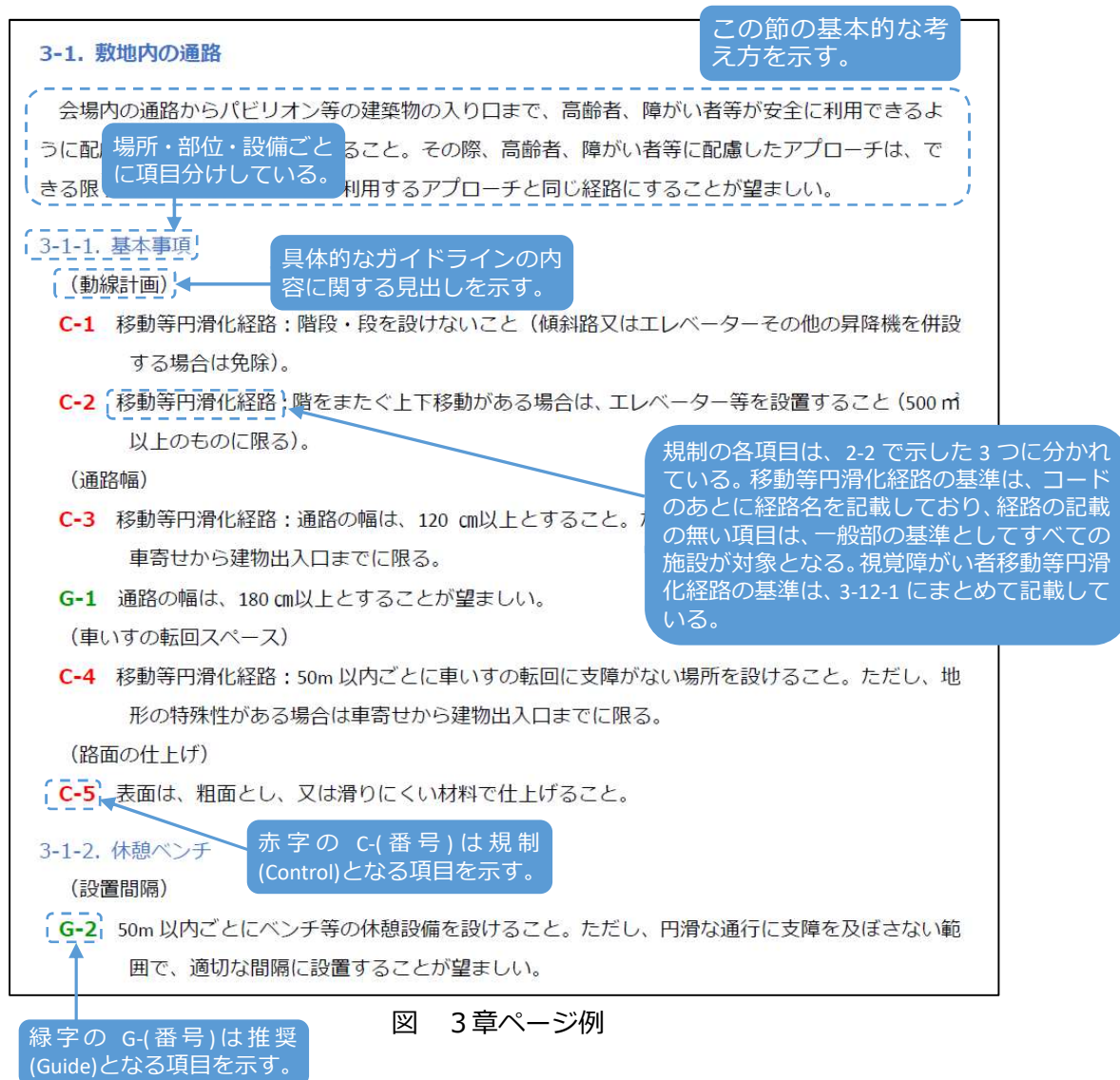
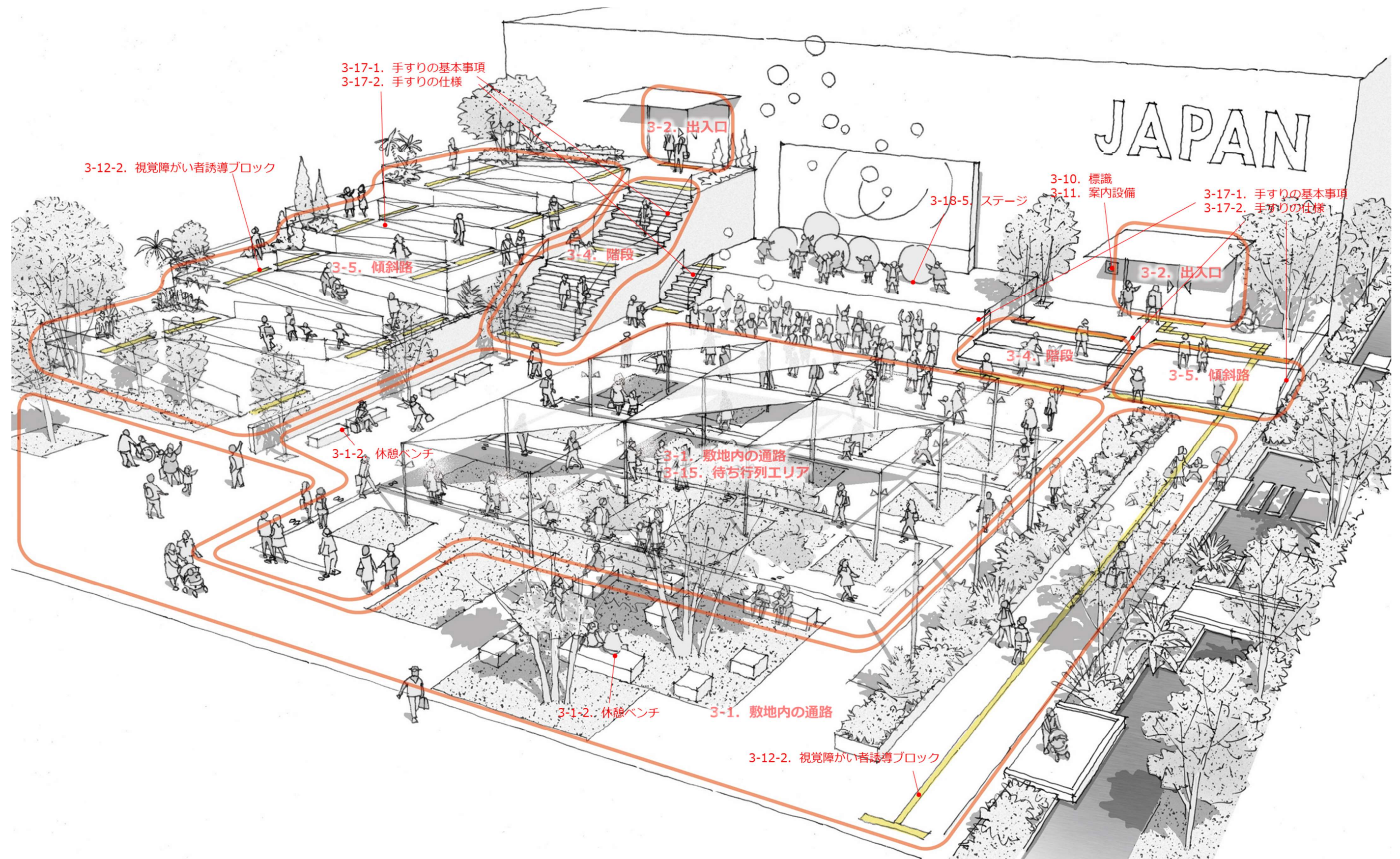


図 3章ページ例

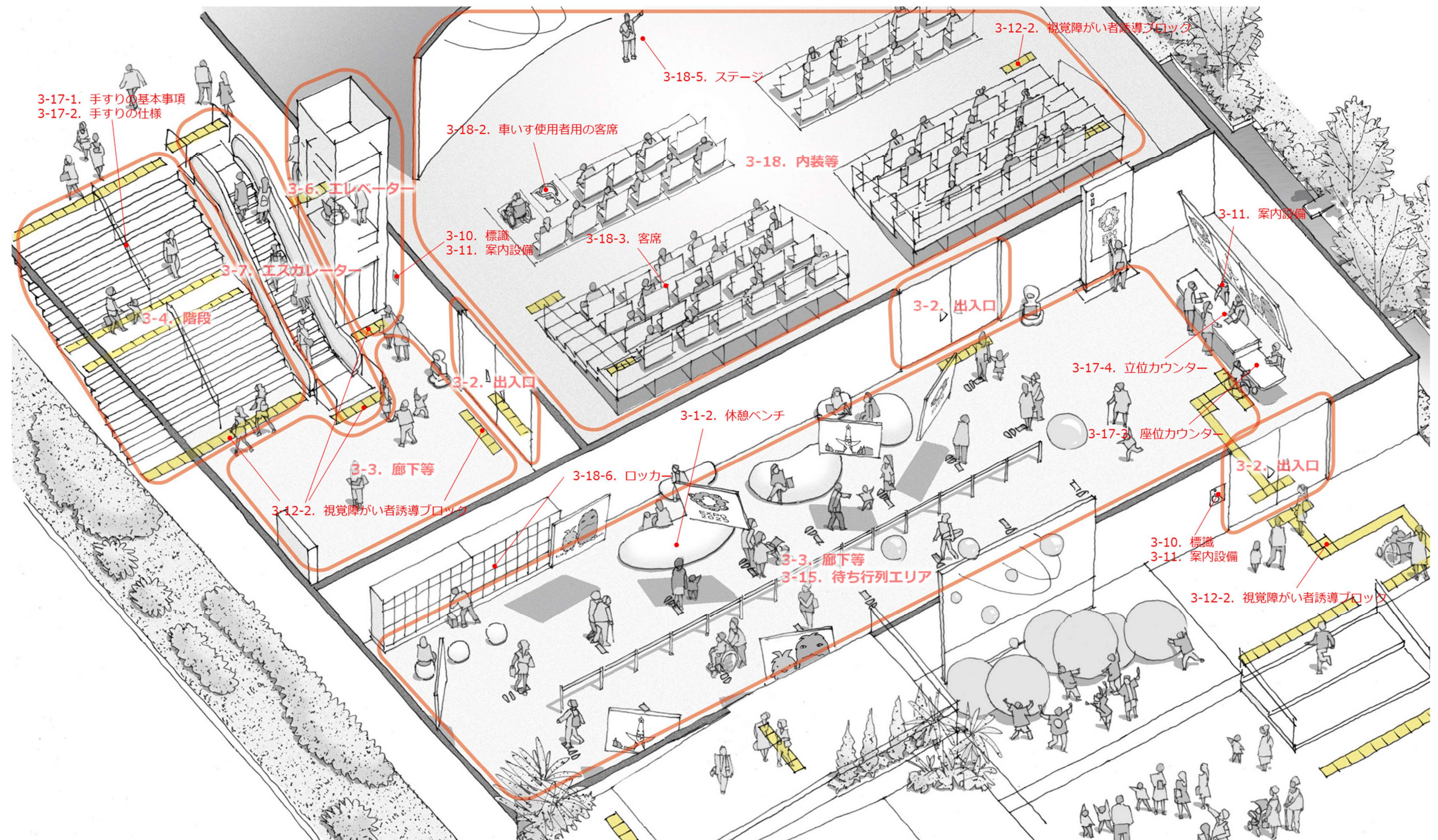
パビリオン屋外空間の整備イメージ

計画・設計にあたっては下図に記載の項目例の他、各種基準を参照すること。



パビリオン屋内空間の整備イメージ

計画・設計にあたっては下図に記載の項目例の他、各種基準を参照すること。



3-1. 敷地内の通路

会場内の通路からパビリオン等の建築物の入り口まで、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置すること。その際、高齢者、障がい者等に配慮したアプローチは、できる限り一般の利用者が主として利用するアプローチと同じ経路にすることが望ましい。

3-1-1. 基本事項

(動線計画)

C-1 移動等円滑化経路：階段・段を設けないこと（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）。

C-2 移動等円滑化経路：階をまたぐ上下移動がある場合は、エレベーター等を設置すること。

(通路幅)

C-3 移動等円滑化経路：通路の幅は、120 cm以上とすること。ただし、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。

G-1 通路の幅は、180 cm以上とすることが望ましい。

(車いすの転回スペース)

C-4 移動等円滑化経路：50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。ただし、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。

(路面の仕上げ)

C-5 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

3-1-2. 休憩ベンチ

(設置間隔)

G-2 50m 以内ごとにベンチ等の休憩設備を設けること。ただし、円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔に設置することが望ましい。

3-1-3. 照明設備

(明るさ)

G-3 100lx 以上とすることが望ましい。

3-1-4. 屋外通路の基本事項

(勾配)

G-4 縦断勾配は 1/15 以下、横断勾配は 1/50 以下とすることが望ましい。

(排水溝)

C-6 移動等円滑化経路：通路を横断する排水溝を設ける場合には、そのふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ちないものとする。ただし、地形の特性性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。

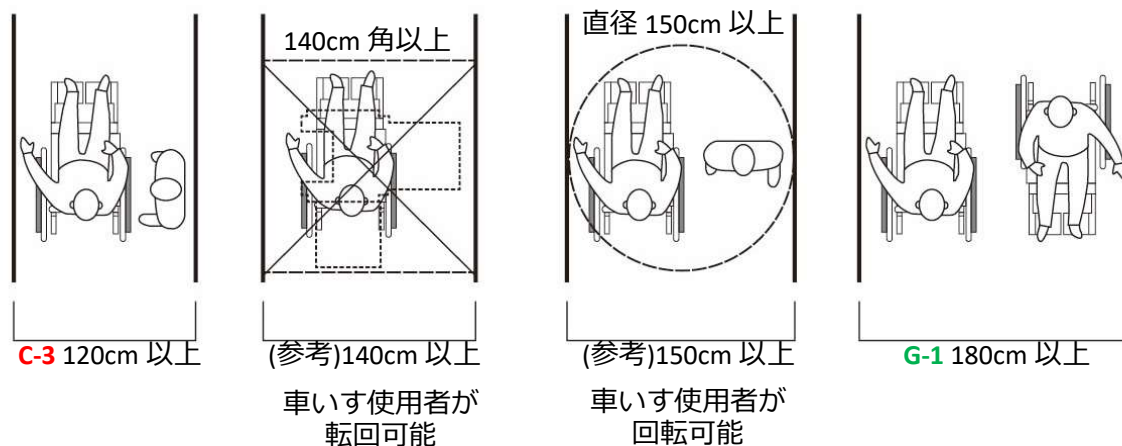


図 3.1 屋内の通路の有効幅員

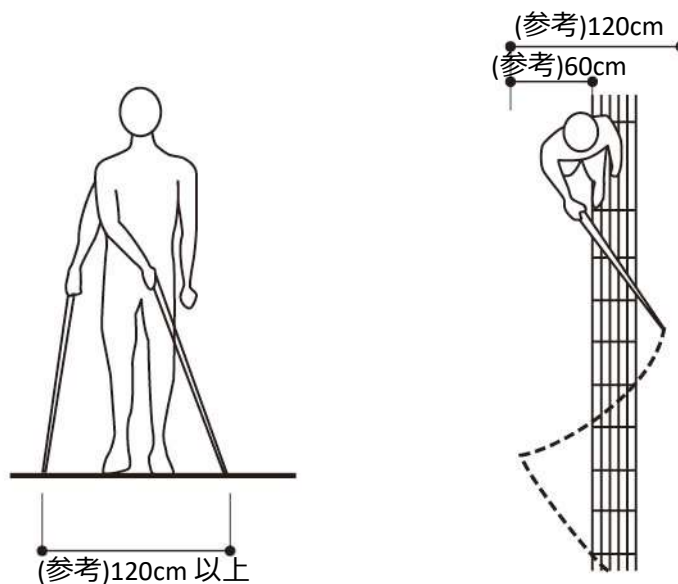


図 3.2 視覚障がい者の歩行時に必要な寸法

3-2. 出入口

出入口は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に通過できる必要がある。車いす使用者等に配慮して、段差を設けないことが原則であり、引き戸や自動ドアなど容易に開閉して通過できる構造とする。また、戸の前後には、車いす使用者等が待機できるスペースを設けること。

3-2-1. 基本事項

(動線計画)

G-1 車両乗降ゾーンから玄関まで一以上の通路を移動等円滑化経路とすることが望ましい。

(サイン)

G-2 ドアには国際シンボルマークを設置することが望ましい。

G-3 移動等円滑化経路とそうでない通路がわかるようにサインを設置することが望ましい。

(案内)

G-4 建物内のサービスを示した案内が音声やアプリでわかるようにすることが望ましい。

G-5 ドアの場所や形状について音声で案内することが望ましい。

(庇の設置)

G-6 屋根または庇を設置することが望ましい。

3-2-2. ドア

(有効幅員)

C-1 移動等円滑化経路：ドアの幅は、80 cm以上とすること。

C-2 移動等円滑化経路：避難階の主たる出入口の幅は、90 cm（床面積の合計が 500m²以下の建築物にあつては、80 cm）以上とすること。

G-7 車いす使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の有効幅員は 120 cm以上とし、それ以外の出入口は 90 cm以上とすることが望ましい。

G-8 避難階における出入口の幅は 80 cm以上（駐車場に通ずる出入口は 90 cm以上）とすることが望ましい。

(形式)

C-3 移動等円滑化経路：自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

G-9 扉は引き戸（自動式）とし、主要通路には回転戸を使用しないことが望ましい。

G-10 手動式の引き戸の場合、上吊り式とすることが望ましい。

G-11 廊下に面する戸は引き戸又は内開き戸とすることが望ましい。

G-12 ドアの動きを停止または開ける力は、軽い力（最大 30N）で操作可能なものとすることが望ましい。

(室名表示・サイン)

C-4 移動等円滑化経路：避難階の主たる出入口付近に、高齢者、障がい者等が利用することができる設備がある旨の標識（国際シンボルマーク）を標示すること。

G-13 戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、浮き彫り文字又は点字を併記した室名等を表示することが望ましい。

(水平性の確保)

C-5 移動等円滑化経路：戸の前後に高低差がないようにする。ただし、地形の特性性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。

G-14 避難階における出入口は、戸の前後に高低差がないようにすることが望ましい。

(ドアとドアの有効距離)

G-15 ドアとドアの有効距離は、2 枚のドア幅 + 120～150 cmとすることが望ましい。

(材質)

G-16 フットレストの高さ（床から 35 cm 程度までの部分）はガラスの使用を避けることが望ましい。

G-17 使用頻度が高いドアの場合、床から 25 cmの高さまでキックプレートが設置することが望ましい。

(ガラス戸)

G-18 安全ガラス（合わせガラスまたは強化ガラス）を用いることが望ましい。

G-19 目の高さに横桟をいれるか、青色を避けた色や模様等で十分識別できるように配慮することが望ましい。

(ドアクローザーの能力)

G-20 低抵抗のディレイ装置付ドアクローザーの場合、開閉時間について安全を確保することが望ましい。

(安全対策)

G-21 衝突防止のための手すりを設置することが望ましい。

G-22 警報発動中でも自動ドアの開放装置が機能しつづけることが望ましい。

(ドア窓)

G-23 開き戸には、車いす使用者や子供等が容易に利用できる高さ・位置に、戸の反対側の様子がわかるような窓を設けることが望ましい（ただし、プライバシー上問題がある場合は除く）。

(袖壁の設置)

G-24 アルコーブを設ける場合、取っ手側に袖壁を設けることが望ましい。

3-2-3. 自動ドア

(形式)

G-25 引き戸または引き分け式とすることが望ましい。

(緊急時安全対策)

G-26 手動式の戸を併設することが望ましい。

3-2-4. ドアハンドル

(設置位置)

G-27 床面から 90 cm 程度の位置に設置することが望ましい。

3-2-5. 介助動物用スペース

(配置の原則)

G-28 介助動物用のスペースを設けることが望ましい。

(設置場所)

G-29 内部に直接アクセスできる場所ではなく、移動等円滑化経路につながる場所に設けることが望ましい。

(広さ)

G-30 広さは 300 cm×400 cm 以上で、120 cm 程度の高さのフェンスで囲まれていることが望ましい。

(設備)

G-31 入口付近にはごみ箱とビニール袋を設置することが望ましい。

G-32 介助動物用のトイレを設置することが望ましい。

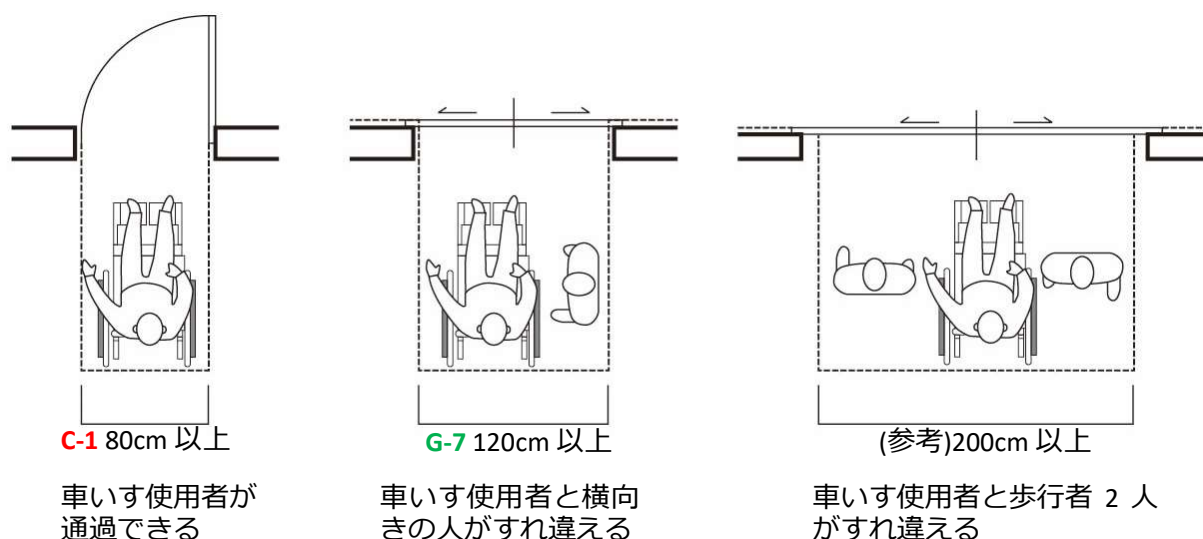


図 3.3 出入口の有効幅員

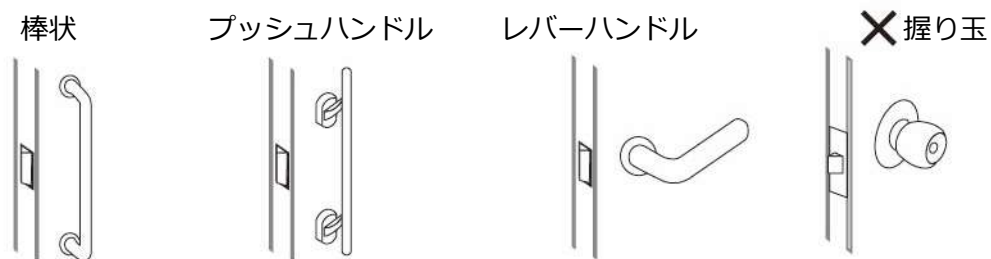
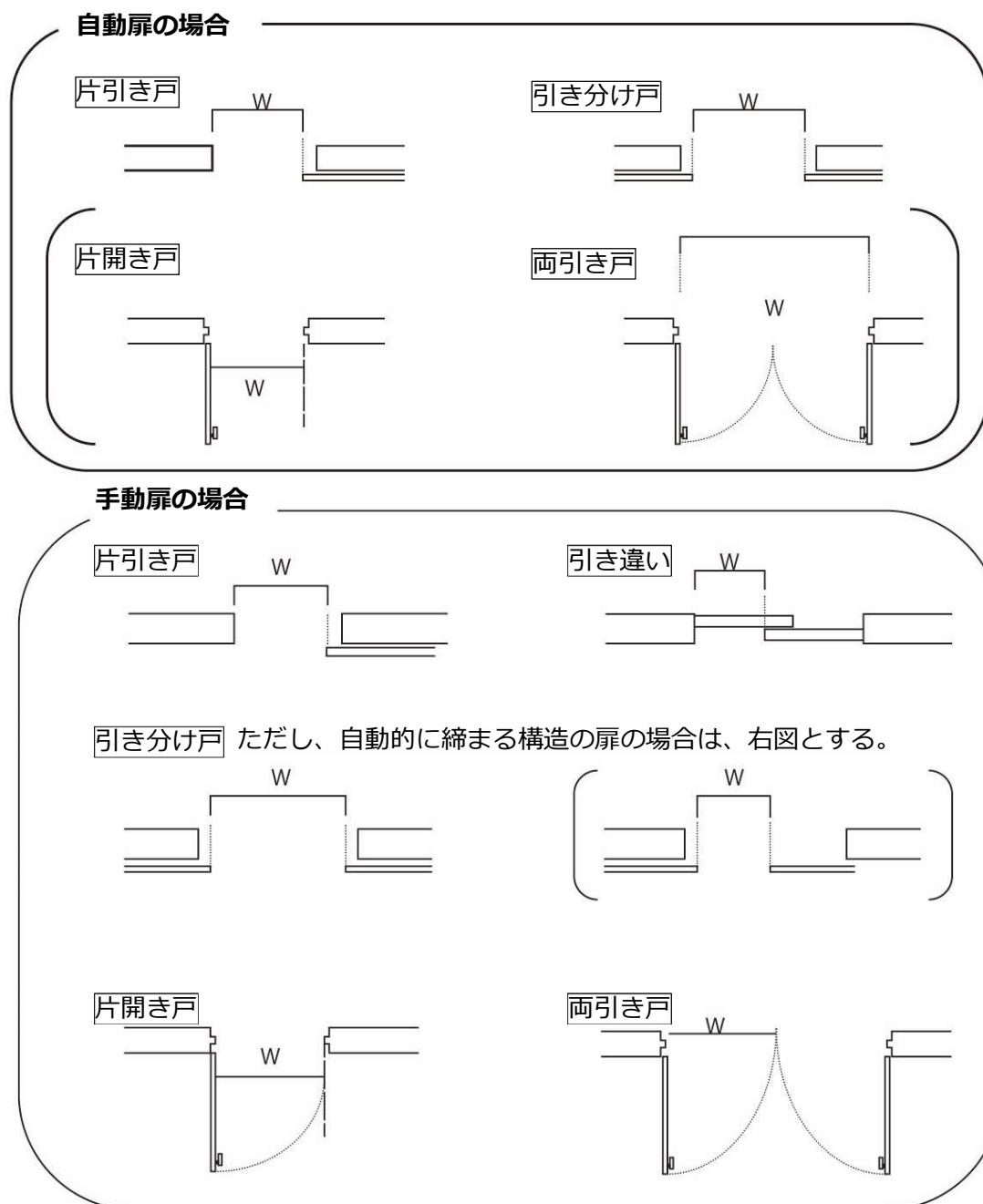


図 3.4 使いやすい取っ手

握り玉はレバーハンドル等に比べ、大きく回転させなければならぬため、握力の弱い人には使いにくい



※幅については有効幅員をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。

図 3.5 幅の取り方

3-3. 廊下等

廊下は、利用者の利便や緊急時の避難などを考慮して、できるだけわかりやすく計画し、通行しやすいものとする。また、通行の支障とならないよう壁面からの突起物はできるだけなくし、高齢者、障がい者等の通行の安全などに配慮すること。

3-3-1. 基本事項

(通路幅)

C-1 120 cm以上とすること。

G-1 車いす使用者同士がすれ違える 180 cm以上確保することが望ましい。

(床面の仕上げ)

C-2 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(車いすの転回スペース)

C-3 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。

G-2 廊下の延長 25m 以上／避難階又は床面積 200m² 以上の階の場合、廊下端から 10m 以内及び区間 50m 以内ごとに、140 cm角以上の場所を設けることが望ましい。

G-3 車いすのフットレストが当たりやすい床上 35 cm程度まで「車いす当り」を取りつけることが望ましい。(車いす及び壁面等の保護)

(突出物)

G-4 視覚障がい者の杖の位置に配慮し、やむをえず高さ 65 cm以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を 10 cm以下とすることが望ましい。

3-3-2. 照明設備

(明るさ)

G-5 照明設備の明るさは 100lx 以上とすることが望ましい。

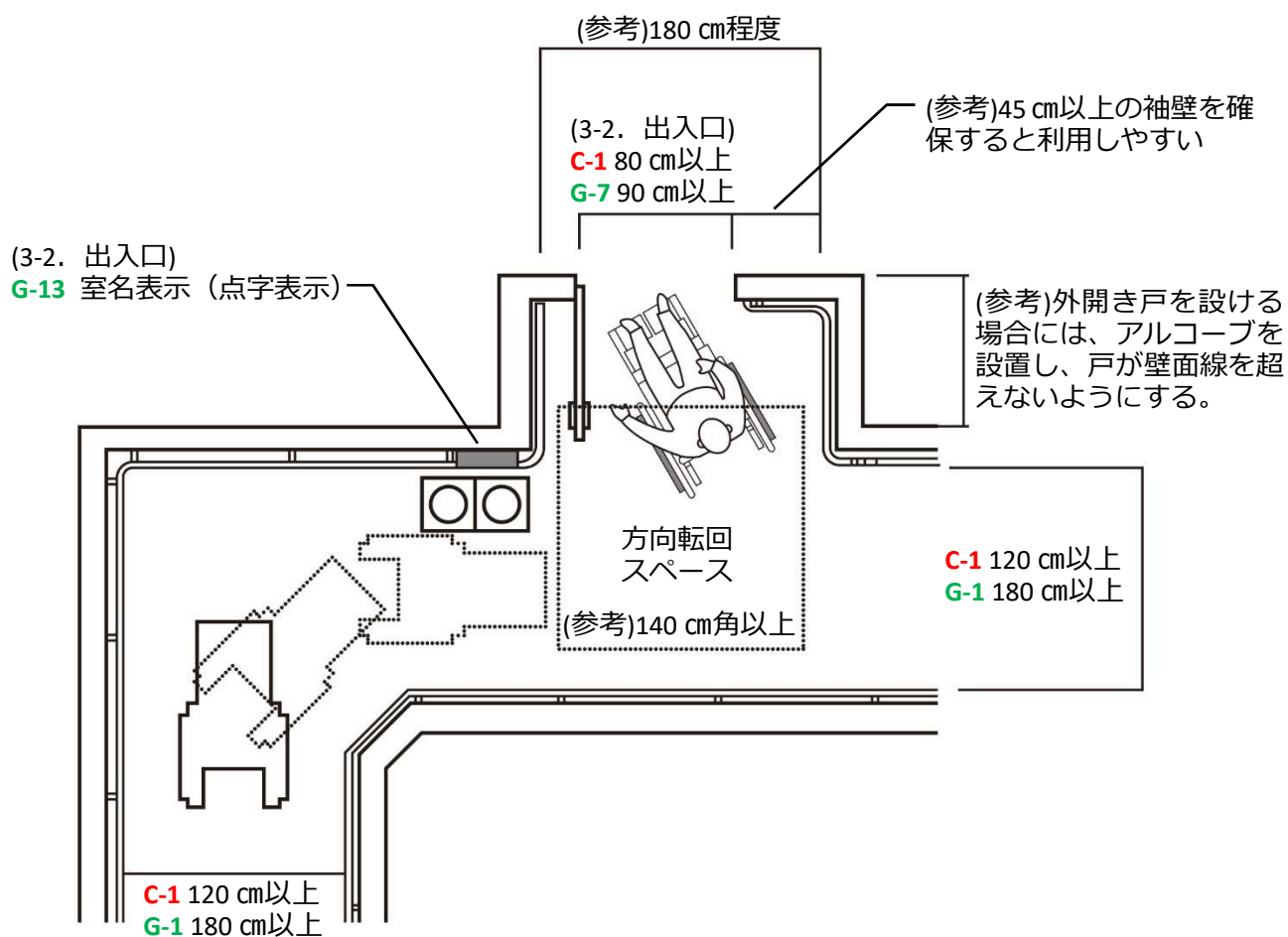


図 3.6 廊下の例

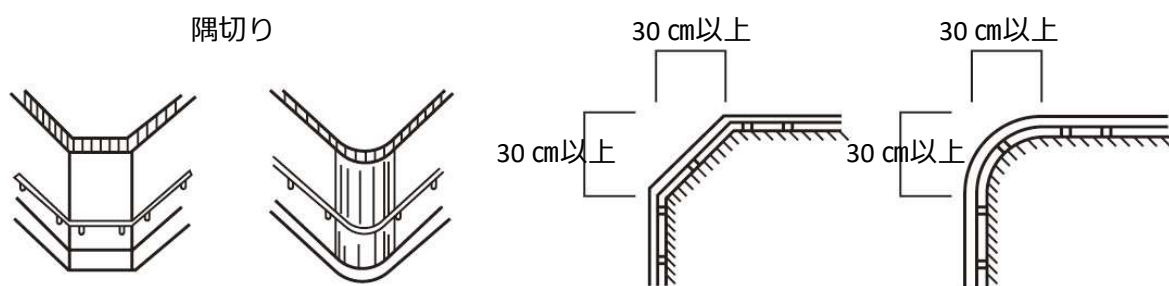


図 3.7 側壁・曲がり角の隅切り (参考)

3-4. 階段

階段は、高齢者や障がい者等の通行にとって大きな負担となるとともに、転落などの事故の危険性が高いところであるため、安全性を確保するとともに、負担を軽減するよう配慮すること。

3-4-1. 基本事項

(形式)

C-1 段を設ける場合には、回り段としないこと。

G-1 連続する階段の中で、蹴上、踏面を変えないことが望ましい。

(蹴上高さ)

G-2 けあげは 16 cm 以下とすることが望ましい。

(踏面)

C-2 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

G-3 踏面は 30 cm 以上とすることが望ましい。

(段鼻)

C-3 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(蹴込み)

G-4 蹴込み 2 cm 以下とすることが望ましい。

(段の幅)

G-5 杖使用者の利用に配慮し、段の幅は 140 cm 以上とすることが望ましい。

(踏面の仕上げ)

C-4 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(階段下の安全対策)

G-6 階段下側の天井が低くなる部分に、歩行者がぶつからないように安全対策をすることが望ましい。

(立ち上がり部の設置)

G-7 壁面が手すり子形式の場合、基部を 5 cm 以上立ち上げることが望ましい。

3-4-2. 照明設備

(明るさ)

G-8 照明設備の明るさは 100lx 以上とすることが望ましい。

3-4-3. 折返し部

(折返し部の衝突防止)

G-9 折返し階段の屈曲部には、衝突回避のための鏡を設けることが望ましい。

3-4-4. 上下端部

(点状ブロック)

C-5 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

C-6 起点及び終点には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。

3-4-5. 手すり

(設置位置)

C-7 踊場を除き、手すりを設けること。

C-8 段鼻から 80 cm 程度の高さに手すりを設けるとともに、手すりはできるだけ連続させること。

G-10 手すりはできる限り連続させることが望ましい。

G-11 手すり子形式の場合は、子供の落下防止等を考慮し、手すり子のピッチを 11 cm 以内とする。

G-12 階段の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障がい者の利用配慮のため、45 cm 以上の長さの水平部分を設けることが望ましい。

(点字表示)

C-9 階段の昇り口、降り口の手すりには点字による階数表示及び昇り降り表示を行うこと。ただし、視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。

G-13 手すりの起点及び終点に、点字・浮き彫り文字・音声案内等で階数等を表示・案内・誘導することが望ましい。

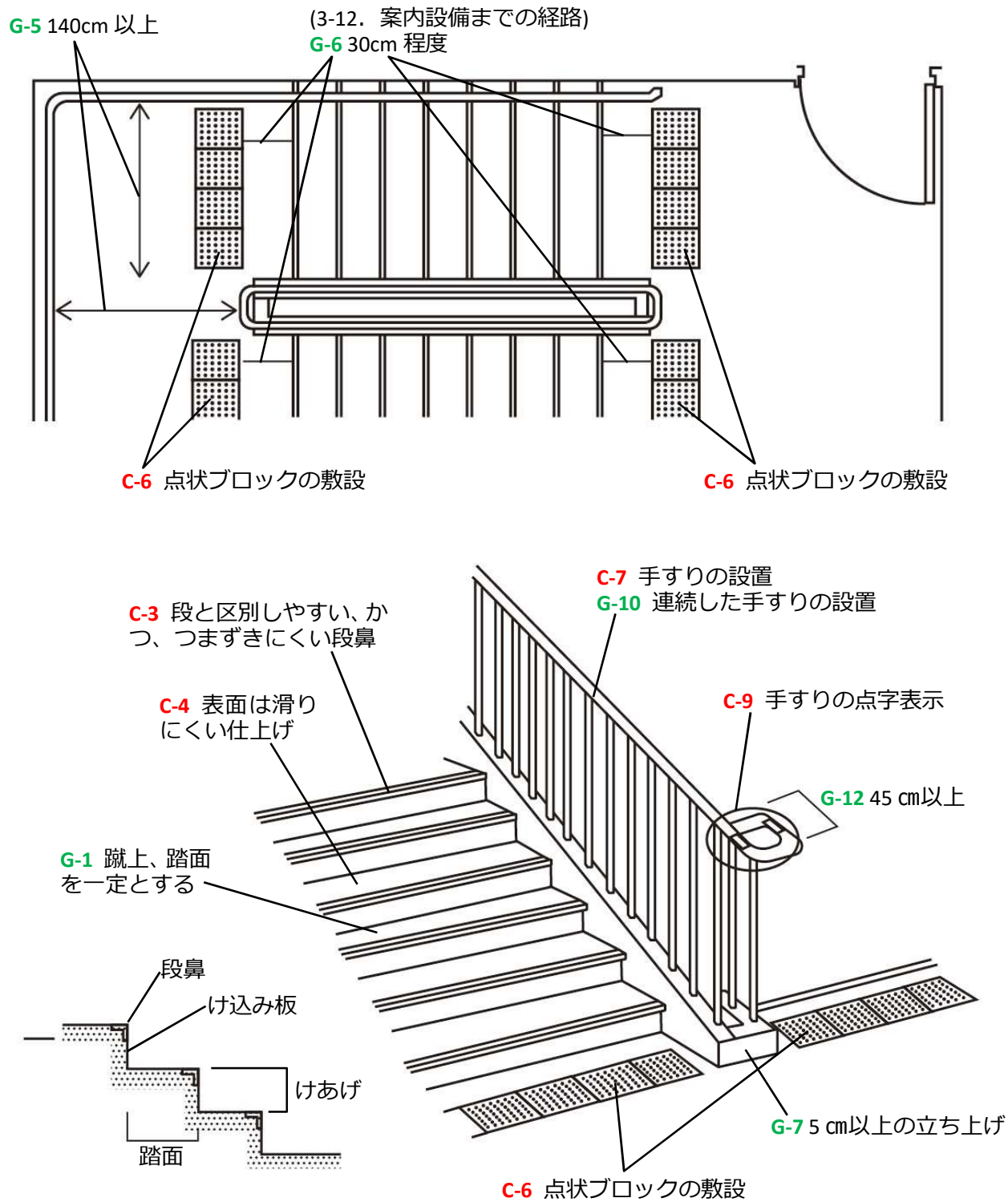


図 3.8 階段

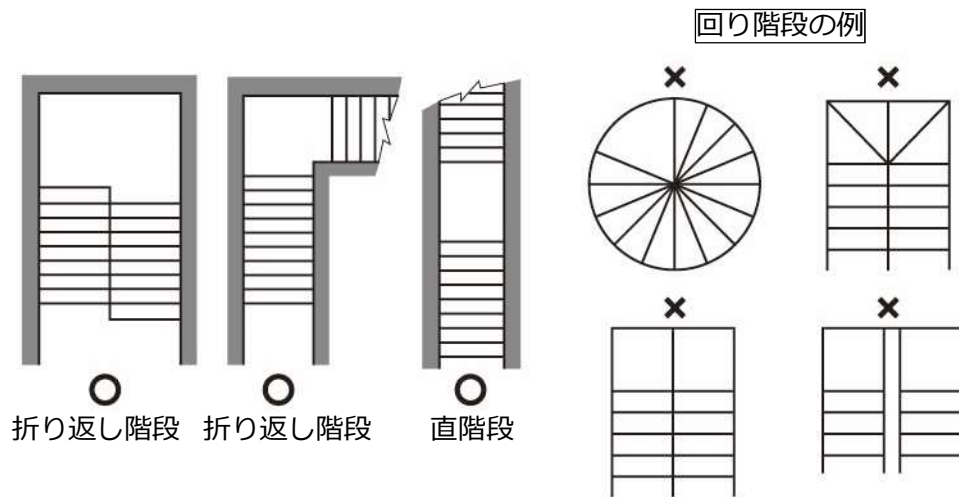


図 3.9 階段の形状

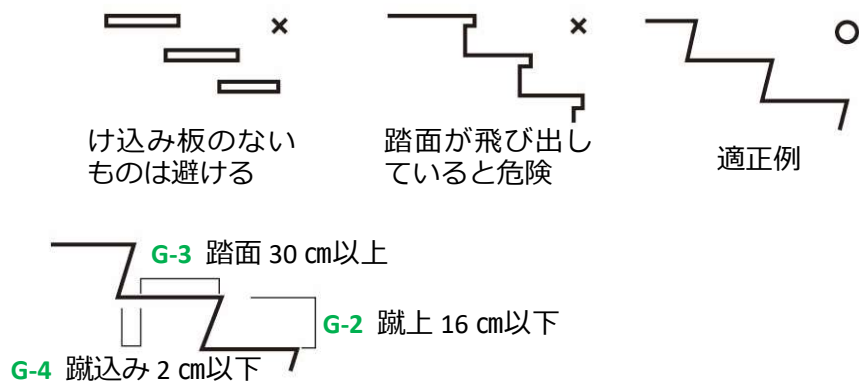


図 3.10 けあげ・踏面・蹴込み

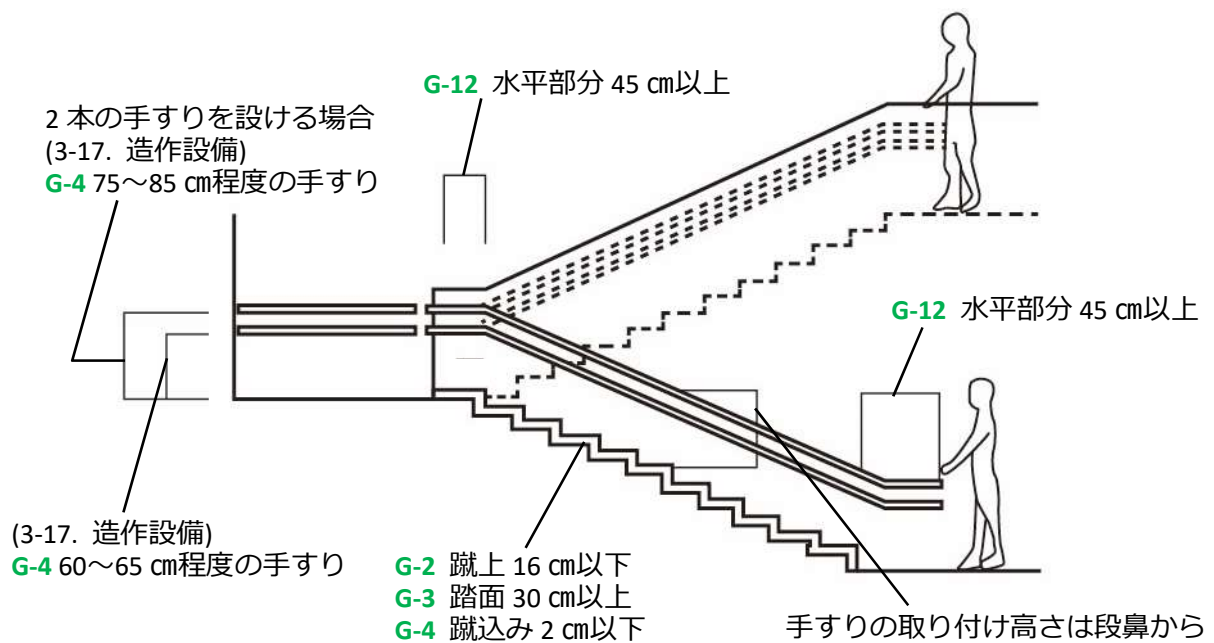


図 3.11 望ましい階段の寸法

3-5. 傾斜路

道等から利用居室、車いす使用者用便所、車いす使用者用駐車施設まで、高齢者、障がい者等が段なく利用できるようにすること。なお、ここでは、建築物内部の傾斜路について解説する。（屋外の傾斜路については、3-1. 敷地内の通路を参照）

3-5-1. 基本事項

（設置必要性）

G-1 廊下等に高低差がある場合設けることが望ましい。

（幅員）

C-1 移動等円滑化経路：傾斜路の幅員は、階段に代わるものにあつては 120 cm 以上、階段に併設するものにあつては 90 cm 以上とすること。ただし、地形の特性性がある場合は車寄せから建物までに限る。

G-2 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは 150 cm 以上、階段に併設するものは 120 cm 以上とすることが望ましい。

（勾配）

C-2 移動等円滑化経路：勾配は 1/12（高低差が 16 cm 以下の場合は、1/8）以下とする。

（側壁、立ち上がり部）

C-3 両側に、側壁又は立ち上がり部を設けること。

G-3 壁面を手すり子形式とする場合は、基部を 5 cm 以上立ち上げることが望ましい。

（路面の仕上げ）

C-4 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

C-5 前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

（上下端部）

C-6 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

C-7 上端及び下端に近接する踊場の部分には、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。

（階段の併設）

G-4 義足使用者や片まひ者は階段のほうが上り下りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設することが望ましい。

3-5-2. 照明設備

(明るさ)

G-5 照明設備の明るさは 100lx 以上とすることが望ましい。

3-5-3. 踊り場

(設置場所)

G-6 傾斜路の曲りの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分に水平な踊場を設けることが望ましい。

G-7 通行の安全確保、休憩、方向転換のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅 150 cm以上の水平なスペースを設けることが望ましい。

(設置間隔)

C-8 移動等円滑化経路：高さが 75 cmを超えるものにあつては、高さ 75 cm以内ごとに踏幅が 150 cm以上の踊場を設けること。

(広さ)

G-8 150 cm以上とすることが望ましい。

3-5-4. 手すり

(設置基準)

C-9 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16 cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

G-9 傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や、視覚障がい者の利用配慮のため、45 cm以上の長さの水平部分を設けることが望ましい。

G-10 手すりはできる限り連続させることが望ましい。

G-11 手すりは左右両側に設けることが望ましい。

(点字表記)

G-12 出入り口付近の手すりに、室名・現在位置等を点字で表記することが望ましい。

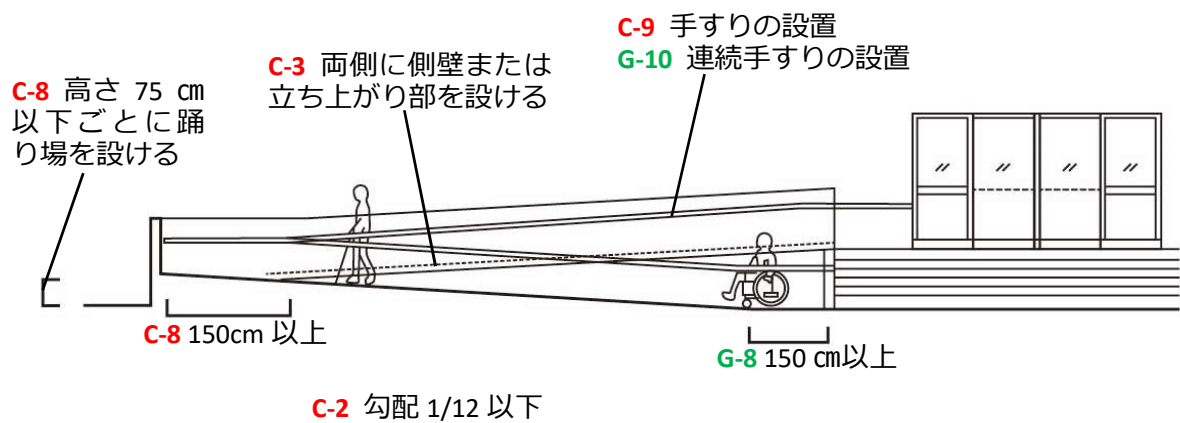
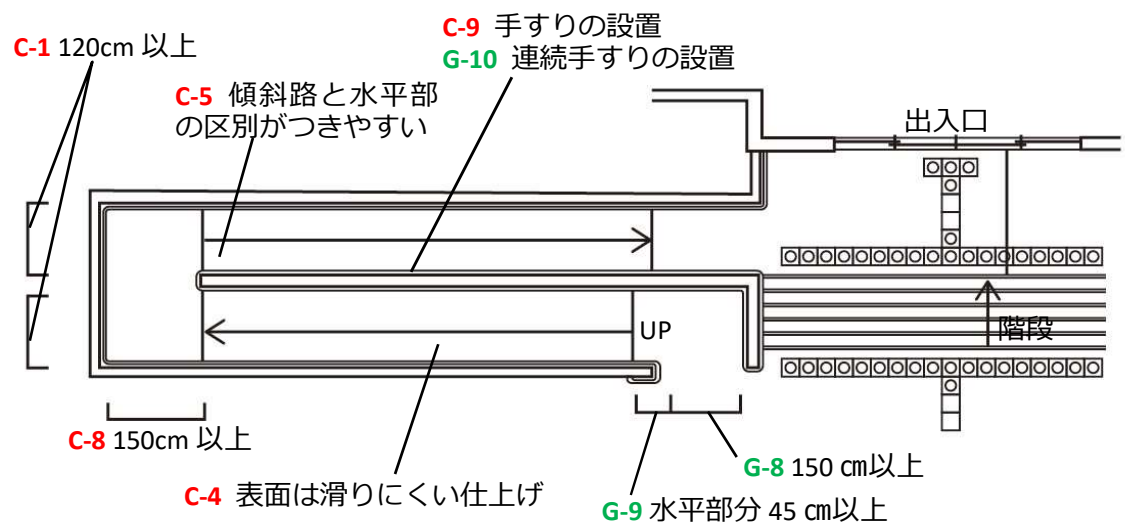


図 3.12 傾斜路

3-6. エレベーター

エレベーターは、高齢者、障がい者等にとっては、垂直移動の大切な手段である。パビリオンにおいて、垂直移動が必要な施設は、エレベーターを設置することが望ましい。また、エレベーターを設置する場合には、高齢者、障がい者等が利用しやすいように配慮すること。

3-6-1. 基本事項

(設置場所)

- G-1** 独立した乗降ロビーが複数ある場合、乗降ロビーごとに福祉仕様のエレベーターを一以上整備することが望ましい。

(形式)

- C-1** 移動等円滑化経路：特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の場合、平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第九号に定める段差解消機であること。
- G-2** 車いす兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506B）・視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515E）（ともに、(一社)日本エレベーター協会制定）とすることが望ましい。
- G-3** 停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設けることが望ましい。

(停止階)

- C-2** 移動等円滑化経路：かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この章において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(機能)

- C-3** 移動等円滑化経路：複数のエレベーターを群管理等で制御する場合、視覚障がい者に配慮し、この項に定める福祉エレベーター以外のエレベーターについて、次の設備を設けること。ただし、乗場ロビーに敷設している点状ブロックの前にある一般用の乗場ボタンを押した場合に必ず、福祉エレベーターが着床する場合は、この限りでない。
- ・一般用の乗場ボタン及びかご内の一般用の主たる操作盤の各ボタンは、押し込みボタン。
 - ・一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示（点字表示）
 - ・かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示（点字表示）
 - ・乗降ロビーの利用者に、到着するかごの昇降方向を表示する装置及びそれを音声により知らせる装置。ただし、二の階のみに停止する場合は、この限りでない。
 - ・かご内の利用者に音声により昇降方向、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を通報する装置。

(庇)

- G-4** 出入口が外部に面するエレベーターの場合、庇を設けることが望ましい。

(防火区画)

- G-5** エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障がい者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できるだけ設けない区画設計を行うことが望ましい。

(誘導)

- G-6** 一時に多数の利用が集中する施設（劇場や屋内競技場等）では、高齢者、障がい者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応を行うことが望ましい。

3-6-2. ドア

(形式)

- C-4** 移動等円滑化経路：かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。

(有効幅)

- C-5** 移動等円滑化経路：かご及び昇降路の出入口の幅は、80 cm以上とすること。

- C-6** 移動等円滑化経路：特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の場合、かごの幅は 70 cm以上、奥行きは 120 cm以上とすること。

- C-7** 移動等円滑化経路：特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機で車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、かごの幅及び奥行きは十分確保すること。

- G-7** 出入口の幅は、車いす使用者の利便性を考慮し、90 cm以上とすることが望ましい。

(開放時間)

- G-8** ドアの開放時間は 4 秒以上（車いす使用者対応ボタンを操作した場合は 10 秒程度）とすることが望ましい。

(内外の視認性の確保)

- C-8** 移動等円滑化経路：かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、かごの外部からかご内を見ることが出来る構造とすること。

- G-9** かごの出入口の戸は、ガラス等の窓等をもうけることで、内外の視認性を確保することが望ましい。

(国際シンボルマーク)

- C-9** 移動等円滑化経路：昇降機出入口付近の国際シンボルマークの表示の色は、濃いブルーと白、又は黒と白にすること（大きさは 10 cm角以上から 45 cm角以下が望ましい）。

(安全装置)

- C-10** 移動等円滑化経路：かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。

3-6-3. かご

(有効寸法)

C-11 移動等円滑化経路：かごの奥行きは、135 cm以上とすること。

C-12 移動等円滑化経路：不特定かつ多数の者が利用する 2,000 m²以上の建築物に設ける場合、かごの幅は、140 cm以上とし、車いすの転回に支障がない構造とすること。

C-13 移動等円滑化経路：床面積の合計が 5,000 m²以上の場合、間口 160 cm以上とすること。

G-10 施設の利用状況に応じて、かごの幅は 160 cm以上とすることが望ましい。

(明るさ)

G-11 かご内の照明は 100lx 以上（エレベーターホールや周辺通路と同程度の明るさ）とすることが望ましい。

(手すりの設置位置)

C-14 移動等円滑化経路：かご内の左右両面の側板に、手すりを設けること。

(階数表示装置の設置)

C-15 移動等円滑化経路：かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

C-16 移動等円滑化経路：不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合（ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない）、かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(案内情報)

G-12 かご内に、エレベーター故障時に情報提供を行う電光掲示板を設置することが望ましい。

G-13 音声による案内及び電光掲示板や手話を表示できるディスプレイ装置等による案内を行うことが望ましい。

(制御装置)

C-17 移動等円滑化経路：かご内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインターホン有すること。

C-18 移動等円滑化経路：不特定かつ多数の者が利用する 2,000 m²以上の建築物に設ける場合、制御装置は、かご内の左右両面（二 の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあつては、片面）の側板に設けること。また、2,000 m²未満の建築物に設ける場合においても、かごの幅を 140 cm以上とする場合、制御装置は、かご内の左右両面の側板に設けること。

C-19 移動等円滑化経路：不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合（ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない）、点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けること。

C-20 移動等円滑化経路：かご内の左右両面（二の階のみに停止するエレベーターで自動的に昇降する機能を有するものにあつては、片面）の側板中央あたりに、車いす使用者が操作しやすい操作盤を設けること。

（鏡の設置）

C-21 移動等円滑化経路：かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

3-6-4. 操作盤・案内

（設置位置）

C-22 移動等円滑化経路：かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

G-14 一般用制御装置の取り付け位置が片側の場合、右側に取り付けることが望ましい。

（操作盤ボタン）

C-23 移動等円滑化経路：不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合（ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない）制御装置は、押しボタン式とすること。

G-15 階数ボタンは浮彫階数表示（さわってわかる表示）とすることが望ましい。

G-16 ボタン操作時に応答音による案内があることが望ましい。

G-17 操作ボタンを手や肘で操作できない車いす使用者のために足蹴り式ボタンを設置することが望ましい。

（点字表示）

C-24 移動等円滑化経路：不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合（ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない）かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。

（点字の位置）

G-18 ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けることが望ましい。

（案内設備）

G-19 エレベーターの昇降ロビー及びかご内に、到着階の各空間の用途、利用案内、立体通路や地下街・地下道・鉄道駅等との接続等を表示することが望ましい。

（音声案内装置）

C-25 移動等円滑化経路：不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合（ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない）かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

G-20 2方向出入口エレベーターの場合、開閉する側の戸を音声案内で知らせることが望ましい。
（満員時の注意喚起）

G-21 満員状態のかごを知らせる表示灯を設けることが望ましい。
（非常時の通信装置）

C-26 移動等円滑化経路：かご内に設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けること。

G-22 管制運転が作動した時は、かご内の乗客に音声と電光表示等で案内することが望ましい。

3-6-5. エレベーターホール

（広さ）

C-27 移動等円滑化経路：乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 cm以上とすること。

G-23 乗降ロビーの広さは180 cm 角以上確保することが望ましい。
（かごとホールの高低差）

G-24 かごの床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、隙間は車いす（電動含む）のキャスターが落ちないように3 cm 以下とすることが望ましい。
（案内情報）

C-28 移動等円滑化経路：乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
（エレベーターの存在喚起）

C-29 移動等円滑化経路：不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合（ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない）乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障がい者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。（2枚）
（周辺スペース）

G-25 エレベーターホール付近に階段又は段を設けないことが望ましい。

G-1 エレベーター乗場の視覚障がい者が使用する一般ボタンの前の床面に2枚の点状ブロックを敷設することが望ましい。

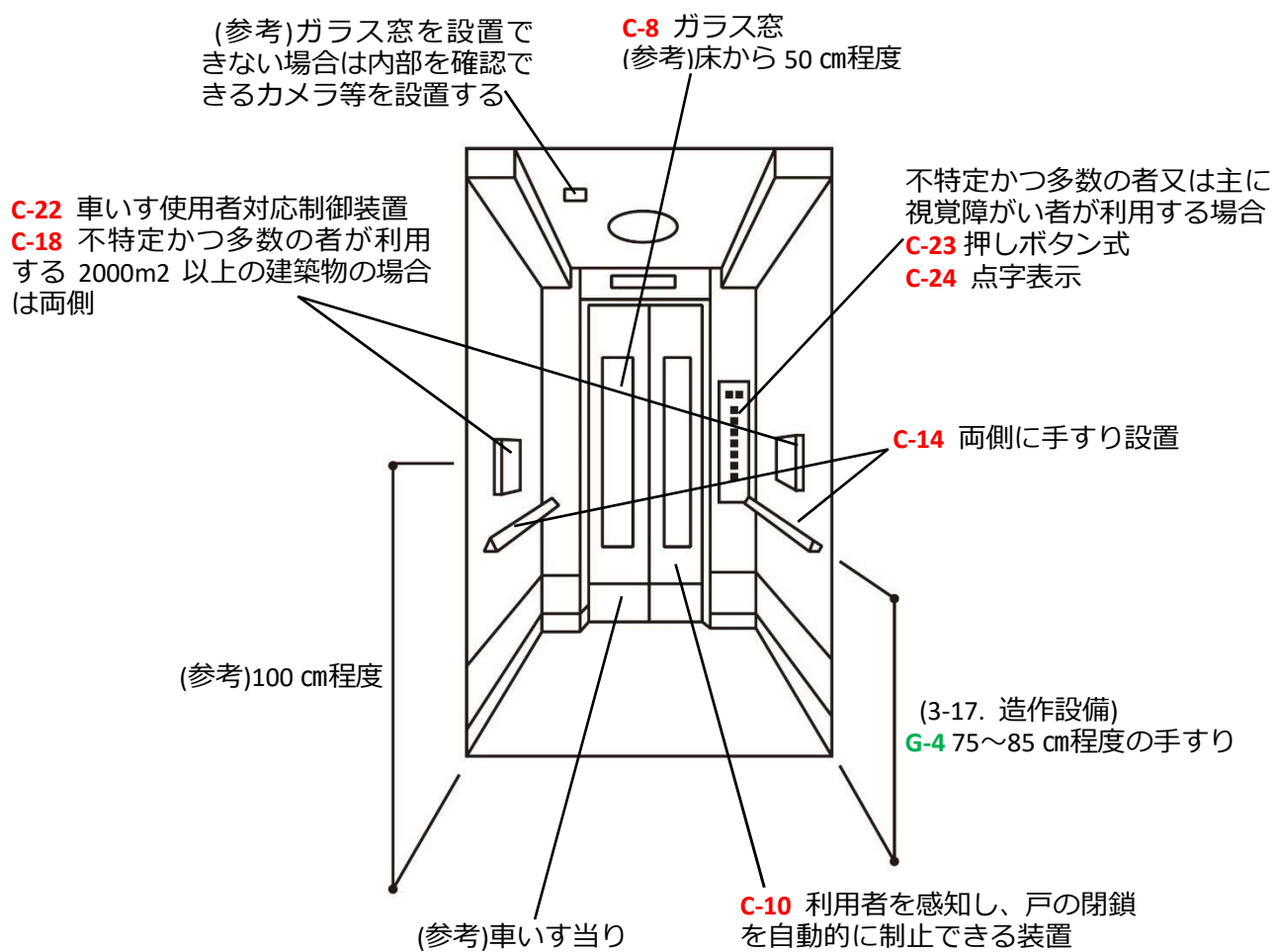


図 3.13 エレベーターの設計例①

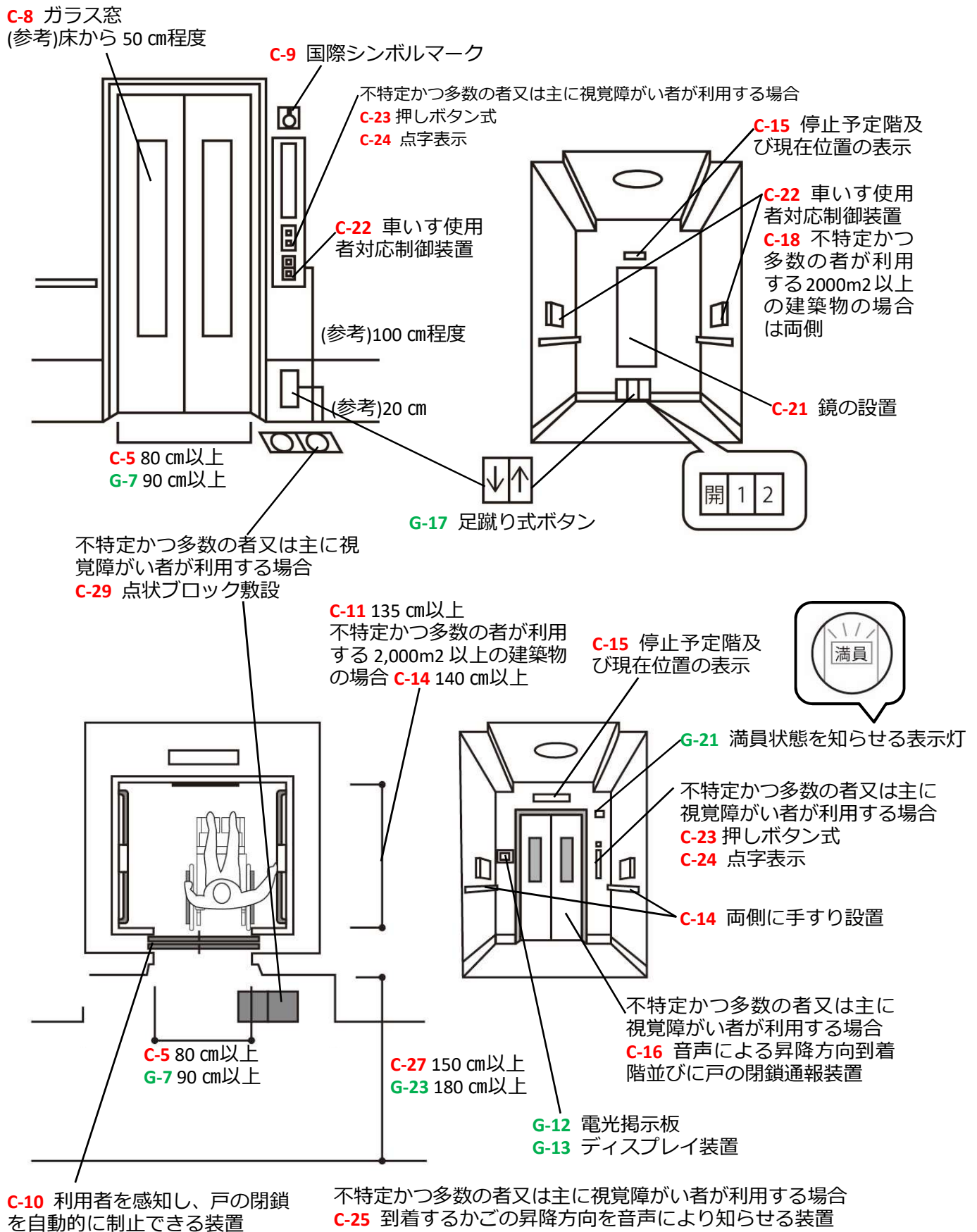


図 3.14 エレベーターの設計例②

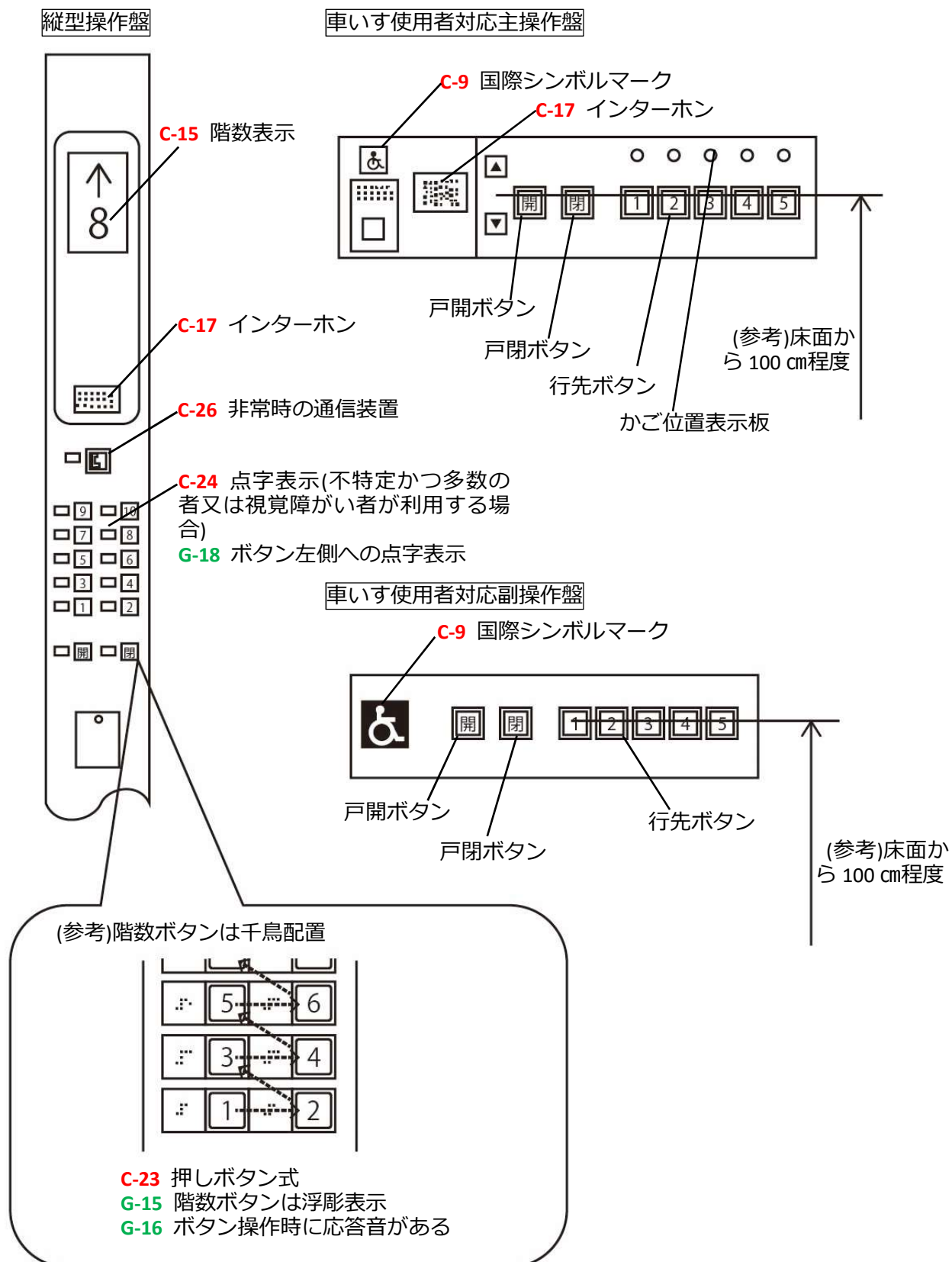


図 3.15 制御装置

3-7. エスカレーター

高齢者、障がい者等に配慮した垂直移動の方法としては、エレベーターが基本となるが、健常者も含む多くの人の移動のためには、エスカレーターも有効な垂直移動の手段である。エスカレーターを設置するときは、高齢者、障がい者に配慮したものとする。

3-7-1. 基本事項

(形式)

- C-1** 特殊な構造又は使用形態の場合、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に定める車いす使用者用エスカレーターとすること。

(幅)

- G-1** 幅は 1000 型（ステップの内法有効幅 100 cm 程度）とすることが望ましい。

(踏み段境界の識別)

- C-2** 階段状のエスカレーターにあっては、踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- C-3** くし板の端部と踏み段（階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、可動床。以下この条において同じ。）の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段等との境界を容易に識別できるものとする。

(定常高さに達するまでの高さ)

- G-2** 定常段差に達するまでの踏み段は 5 枚程度とすることが望ましい。

(移動手すりの構造)

- G-3** 移動手すりは、乗降口のステップの昇降開始部分から水平部分で 120 cm 以上の長さとする。
- G-4** 移動手すりの折り返し端は、乗り口では階段手前くし部分から 70 cm 程度、降り口ではステップ後方くし部分から 70 cm 程度の移動手すりをとることが望ましい。
- G-5** 移動手すりとは固定手すりの間に、身体が挟まらないような配慮をすることが望ましい。

(ステップ水平部分)

- G-6** ステップの水平部分は踏み段 3 枚程度とすることが望ましい。

(照明設備)

- G-7** 乗降口の足元は適宜照明を行うことが望ましい。

3-7-2. 注意喚起対策

(標識／表示板／サイン)

G-8 エスカレーター付近に、エスカレーターがあることを表示する標識を設けることが望ましい。

G-9 はさまれ事故や転倒事故を防止するため、注意喚起用の表示板を設けることが望ましい。

(点状ブロック)

C-4 昇降口のライディングプレートの手前 30 cm程度の位置に、警告を標示する点状ブロックを敷設すること。

3-7-3. 案内誘導対策

(誘導手すりの設置)

G-10 エスカレーターの乗降口には、100 cm以上の固定手すりを設けることが望ましい。

(視覚障がい者誘導ブロック)

G-2 エスカレーターの乗降口部のランディングプレートから 30 cm程度離れた固定手すりの内側(注意喚起用)に点状ブロック等を敷設することが望ましい。

(音声案内装置)

C-5 当該エスカレーターの行き先又は昇降方向(階段状以外の形状のエスカレーターにあっては、進入方向)を音声により知らせる設備を設けること。

3-7-4. 緊急時安全対策

(非常停止ボタン)

G-11 乗降口の近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設けることが望ましい。

(逆進入防止センサー)

G-12 逆進入防止センサーを設けることが望ましい。

(利用状況確認用のテレビカメラ)

G-13 エスカレーターの利用状況が確認できるテレビカメラを設置することが望ましい。

(呼び出しインターホン)

G-14 車いす用エスカレーターには、介助係員の呼び出しインターホンを設置することが望ましい。

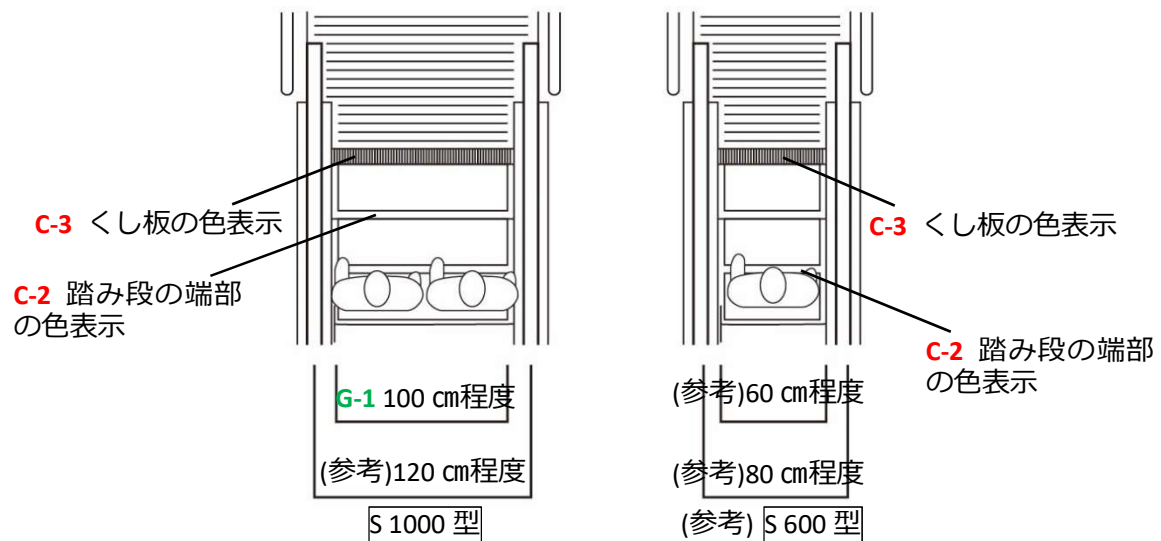
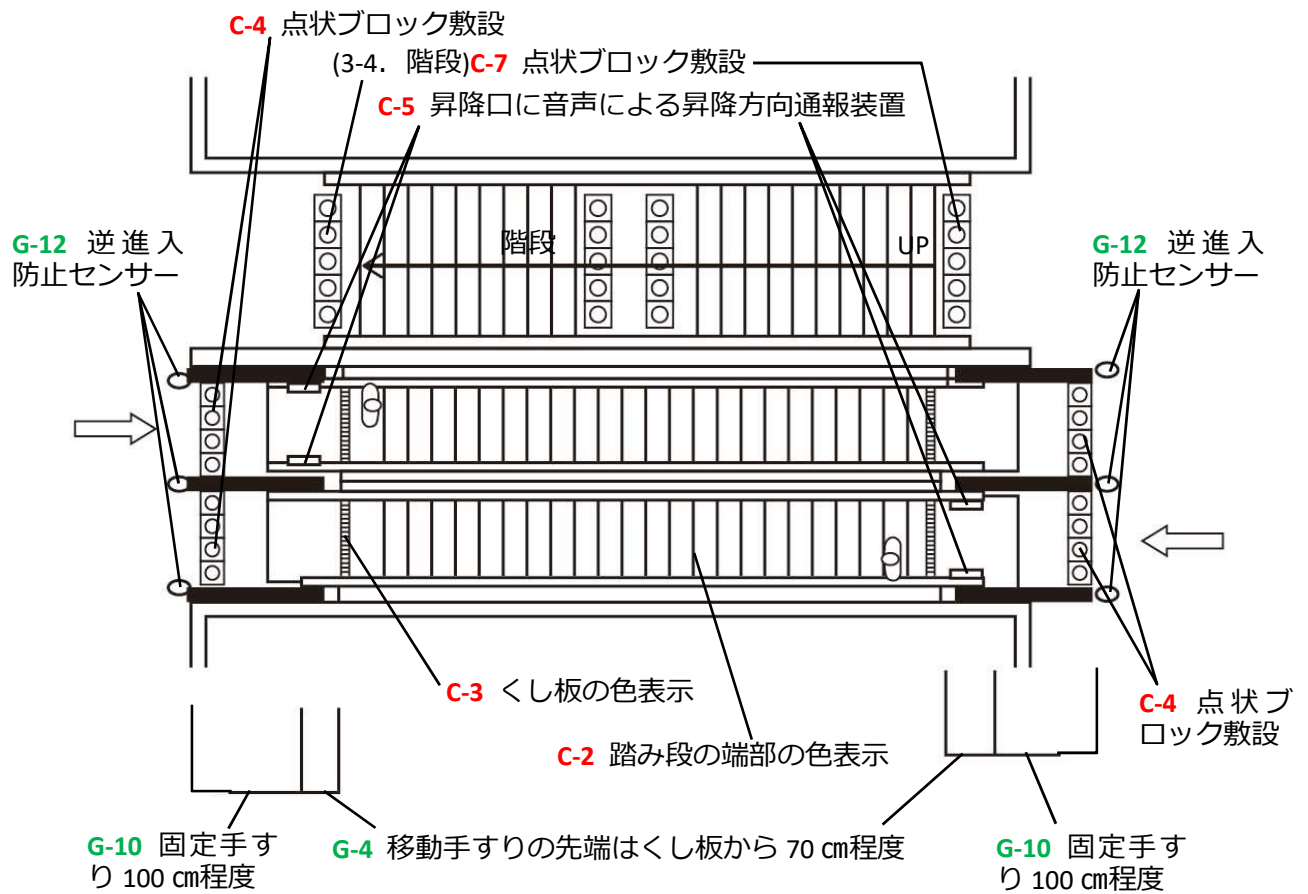


図 3.16 エスカレーターの幅員



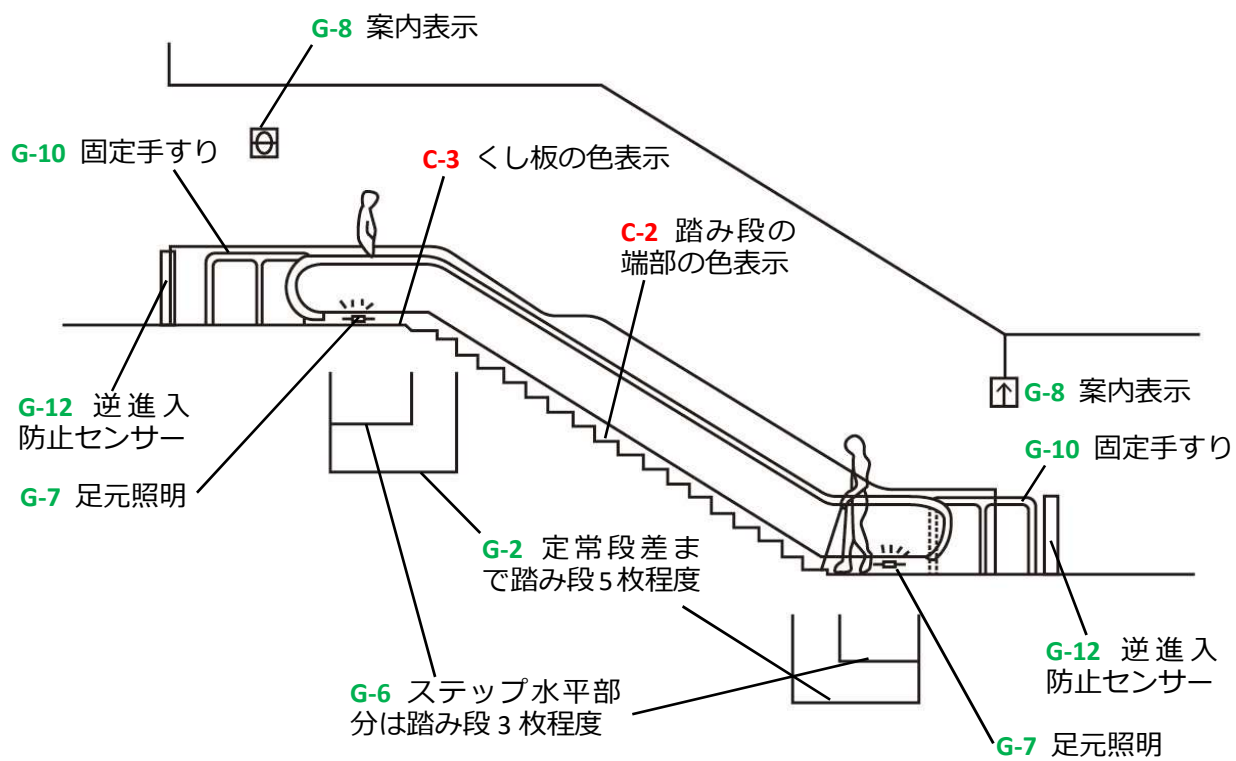


図 3.17 エスカレーター

3-8. リフト

高齢者、障がい者等に配慮した垂直移動の方法としては、エレベーターが基本となるが、車いす使用者が2階程度移動する場合は、階段横に設置するリフトも有効な垂直移動の手段である。リフトを設置するときは、車いす使用者に配慮したものとすること。

3-8-1. 基本事項

(寸法)

G-1 台の寸法は幅 90 cm以上、奥行き 150 cm以上とすることが望ましい。

(周辺のスぺース)

G-2 150 cm角以上を確保することが望ましい。

(呼び出しボタンの高さ)

G-3 70～120 cm程度とすることが望ましい。

(出入口)

G-4 幅は 90 cm以上とすることが望ましい。

G-5 袖壁を設けることが望ましい。

(手すり)

G-6 高さ 80～100 cm程度にある手すりを2か所以上に設置することが望ましい。

(制御装置)

G-7 ボタンは肘でも操作可能なものとすることが望ましい。

G-8 外部からも操作可能な制御装置を設けることが望ましい。

(移動高さ)

G-9 最大移動高さは、扉なしで公共建物の場合は2m、扉なしで民間住宅の場合は3m、扉ありの場合は4m とすることが望ましい。

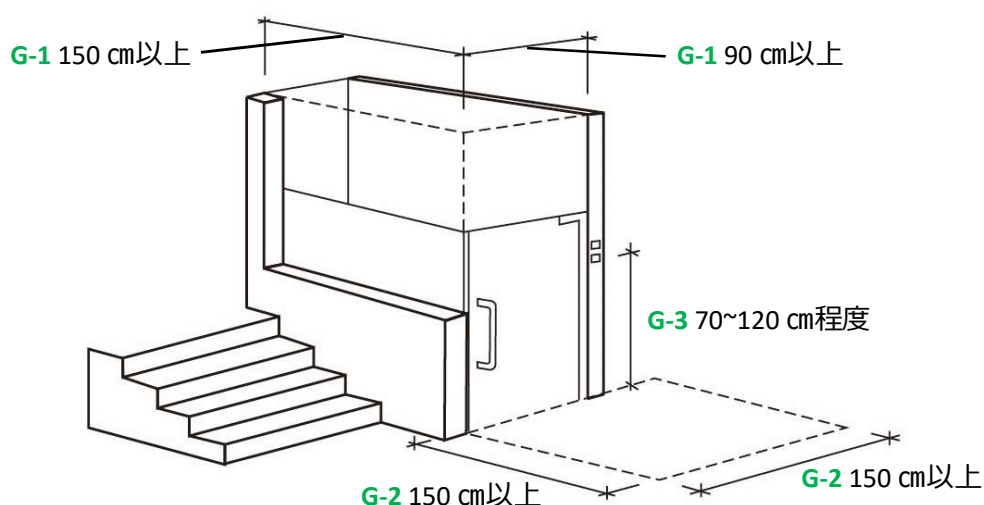


図 3.18 リフト

3-9. 便所

高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が利用しやすいよう配慮すること。近年、多機能便房へ利用者が集中している等の傾向があるため、一般用便房に少し工夫を加える等により、機能分散を図る必要がある。なお、乳幼児用設備（ベビーベッド・ベビーチェア）については、3-13. 子育て支援設備参照のこと。

3-9-1. 配置

（多機能トイレ）

- G-1** 車いす使用者、オストメイト、乳幼児連れの方等が利用するための設備など様々な機能を備えた多機能トイレを設置することが望ましい。

（車いす使用者用トイレ）

- C-1** 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房を一以上設けること。
- C-2** 車いす対応便房は、可能な限り一般便所と一体的に計画すること。
- G-2** 車いす使用者用便房は、一以上が、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- G-3** 2 階以上の建物の場合、車いす使用者用便房は直接地上へ通ずる階と同一の階に設けることが望ましい。

（オストメイト対応トイレ）

- C-3** オストメイト対応の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

3-9-2. ドア

（幅）

- C-4** 各便所の出入口の幅は、80 cm以上とすること。
- C-5** 車いす使用者用便房の出入口の幅は 85 cm以上とすること。
- G-4** 便房の出入口は、車いす使用者の利用を考慮すると幅 75 cm以上とすることが望ましい。
- G-5** 車いす使用者用便房の出入口は、幅 90 cm以上とすることが望ましい。

（形式）

- C-6** 車いす使用者用便房の出入口はアコーディオン形式以外の引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とすること。
- G-6** 車いす使用者用便房の出入口は、可能であれば自動式とすることが望ましい。
- G-7** 内開き戸とする場合、緊急時に戸を外せるものとすることが望ましい。

（ドア周辺）

- G-8** 出入口に高低差がある場合、傾斜路を設けることが望ましい。

(ドアハンドルの形式)

G-9 外開き戸とする場合、扉に補助取っ手を設けることが望ましい。

(ドア開閉ボタン)

G-10 自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とすることが望ましい。

G-11 トイレ内の扉開閉ボタンを自動式とする場合、扉から 70 cm 以上離れた位置に設置し、出入りの妨げにならないようにすることが望ましい。

(機能)

G-12 使用時以外は扉が開いていることが望ましい。

G-13 車いす使用者用便房の扉は、閉じるスピードを調整できる機能があるものや、ワンストップ機能があるものとすることが望ましい。

(鍵)

C-7 車いす使用者用便房の施錠装置は容易に操作できるものとし、外側からも合鍵等で開けられるようにすること。

G-14 便房の戸が手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいもので、緊急の場合は外部からも開錠できるものとすることが望ましい。

(使用中や否か知らせる装置の設置)

C-8 車いす使用者用便房の場合、外側に「使用中」の表示ができるようにすること。

G-15 便房の戸に使用中や否かを表示する装置を設けることが望ましい。

3-9-3. 便房

(車いす使用者用トイレの広さ)

C-9 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保すること。

(車いす使用者用トイレの便器へのアクセス)

G-16 車いす使用者用便房の便器の位置は、正面からのアプローチだけでなく、右又は左からの側面移乗ができるようにすることが望ましい。

(多機能トイレ内の便器横の移乗スペース)

G-17 多機能トイレの便房内は、幅 75 cm 以上(推奨は 80 cm 以上)の便器移乗スペースが確保することが望ましい。

(手すり)

C-10 男子用小便器を設ける場合には、その周囲に手すりを一以上設けなければならない。

C-11 車いす使用者用便房には、手すり等が適切に配置すること。

G-18 車いす使用者用便房の手すりは、便器の両側に垂直水平に設け、垂直手すりは壁等に堅固に固定することが望ましい。

G-19 和風便器を設ける場合、手すりを設けることが望ましい。

(手すりの強度)

G-20 便房内の手すりは、あらゆる方向から 1kN の力に耐えることが望ましい。

(手すりの形式)

G-21 車いす使用者用便房の手すりの片側は車いす使用者が移乗しやすいように可動式とすることが望ましい。

(手すりの設置位置)

G-22 車いす使用者用便房の水平手すりの高さは 65 cm～70 cm に堅固に取りつけることが望ましい。

3-9-4. 便器

(形式)

C-12 男女とも各便所に一以上の洋風便器を設けること。

G-23 男女とも各便所を洋風便器とすることが望ましい。

G-24 シャワー機能付き便器 (JIS S20026) を設置することが望ましい。

(車いす使用者用トイレの場合の形式)

C-13 腰掛便座とすること。

G-25 便器に背もたれを設置することが望ましい。

G-26 車いす (電動含む) でできるだけ接近できるよう、床置き便器の全面はフットレストが当たりやすく、トラップ突き出しの少ない形式等とすることが望ましい。

(便座の高さ)

G-27 車いす使用者用便房の便器の高さは蓋のない状態で、床面から 40 cm～45 cm 程度とすることが望ましい。

(男子用小便器の設置)

C-14 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、以下の仕様の小便器その他これらに類する小便器を設けなければならない。

①床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35cm 以下のものに限る)とすること。

②杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置すること。

③当該小便器は入り口に最も近い位置に設置すること。

(小便器の配慮)

G-28 小便器には、ターゲットマークや足型を設置することが望ましい。

G-29 小便器の脇に、杖や傘などを立てかけるフック等を設けることが望ましい。

G-30 小便器の脇に、車いす (電動含む) に座った状態で、手が届く高さに荷物台を設けることが望ましい。

3-9-5. 床

(仕上げ)

- C-15** 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。また、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。

3-9-6. 便房内の付属品

(洗浄ボタンの配置)

- G-31** 横壁面につける場合、JIS S0026 に基づく配置とすることが望ましい。

(洗浄装置)

- C-16** 車いす使用者用便房・オストメイト対応便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。
- C-17** 車いす使用者用便房には大便器洗浄装置を設けるとともに点字表示をすること。
- G-32** 便座は、温水洗浄装置（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座）とすることが望ましい。
- G-33** 洗浄装置がセンサー式の場合、便器洗浄ボタンを併設することが望ましい。

(呼び出しボタンの配慮)

- G-34** 横壁面につける場合、JIS S0026 に基づく配置とすることが望ましい。
- G-35** 呼び出しボタンは、便座に座った状態から手の届く位置かつ側壁面の低い位置に設けることが望ましい。
- G-36** 呼び出しボタンは点字表示し、水栓スイッチと区別できる形状とすることが望ましい。

(トイレットペーパーホルダーの設置場所)

- C-18** オストメイト対応便房には、ペーパーホルダー（紙巻器）を設けること。ただし、サービス店舗を除く用途のうち、10,000m²以上のものに限る。
- C-19** 車いす使用者用便房のペーパーホルダーは、便座に腰掛けたまま手の届く位置に設けること。
- G-37** 横壁面につける場合、JIS S0026 に基づく配置とすることが望ましい。

(緊急事態の情報伝達設備)

- G-38** 便房内には確認ランプ付き呼び出し装置、出入口の廊下等には非常呼び出し表示ランプ、事務所には警報盤を設けることが望ましい。
- G-39** 非常時に情報がわかるように、文字情報やサインを表示できるディスプレイ装置、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。

(荷物台・棚等の設置)

- C-20** オストメイト対応便房は、荷物を置くための棚等を設けること（床面積の合計が 10,000 m²以上の建築物に設けるものに限る。）。

(給湯設備の設置)

- G-40** オストメイト対応便房には、給湯設備を設けることが望ましい。

(汚物入れの設置)

C-21 オストメイト対応便房には、汚物入れを設けること。ただし、サービス店舗を除く用途のうち、10,000m² 以上のものに限る。

G-41 オストメイト対応便房には汚物入れを設けることが望ましい。

(大人用ベッドの設置)

C-22 オストメイト対応便房には、大人のおむつ交換をすることができる長さ 1.2m 以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと（床面積の合計が 10,000 m²以上の建築物に設けるものに限る。）。

(大人用ベッドの大きさ)

G-42 オストメイト対応便房の場合、大人用介護ベッドの大きさは幅 60 cm程度、長さ 150 cm～180 cm程度とすることが望ましい。

(汚物流しの設置)

G-43 オストメイト対応便房には、フラッシュバブル式汚物流しを設けることが望ましい。

(着替え台・鏡の設置)

G-44 オストメイト対応便房には着替え台と全身を映すことができる鏡（鏡の床からの高さは、75 cm～80 cm、長辺方向の長さは 100 cm程度で平面鏡とする。）を設けることが望ましい。

(衣服等をかける金具の設置)

C-23 車いす使用者用便房・オストメイト対応便房には、衣服を掛けるための金具等を一以上設けること。（オストメイト対応便房で床面積の合計が 10,000m² 以上の場合は二以上）

C-24 車いす使用者用便房には、車いす使用者も利用することができるよう高低 2 箇所、衣服を掛けるための金具等を設けること。

G-45 衣服等を掛ける金具の設置高さは、車いす使用者用 100 cm程度、一般用 170 cm程度とすることが望ましい。

G-46 オストメイト対応便房には、衣服及び腸洗浄用カテーテル等を掛けるための二以上の金具等を設けることが望ましい。

(乳幼児用にかかわる構造及び設備の配置の原則)

C-25 ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨を標示（点字表示）すること。（床面積の合計が 1,000 m²以上のものに限る）

G-47 おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものとするが望ましい。

G-48 おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮することが望ましい。

(冷暖房設備の設置)

G-49 オストメイト対応水洗器具や介護ベッドを設置した車いす使用者用便房には、冷暖房設備を設置することが望ましい。

(水石鹸入れの設置)

C-26 オストメイト対応便房には、水石鹸入れを設けること。ただし、サービス店舗を除く用途のうち、10,000m²以上のものに限る。

G-50 多機能トイレには、高さ 70～120 cmで水石鹸入れを設置することが望ましい。

3-9-7. 洗面台

(洗面台付属品の位置)

G-51 仕上がり床面から 80～100 cm程度の高さで、洗面台中央から 75 cm程度の範囲内に設置することが望ましい。

G-52 シンクごとに全ての付属品を使うことができるようにすることが望ましい。

G-53 子ども等の利用に配慮し、高さ 65 cm程度、奥行き 45 cm程度（吐水口に手が届きやすい）ものも設けることが望ましい。

(洗面台下のクリアランス)

C-27 車いす使用者用便房の一以上の洗面器又は手洗器は、ひざが下に入る空間を設けるなど、車いす使用者が円滑に利用できるものとする。

G-54 車いす使用者用便房の洗面器は車いす使用者が利用できるように、洗面器の下部にはひざや足先が入るスペース（高さ 65 cm程度、奥行き 55 cm～60 cm程度）を設けることが望ましい。

(鏡の設置位置)

C-28 車いす使用者用便房に洗面器に鏡を設ける場合は、すべての人が利用することができるよう配慮すること。

G-55 車いす使用者用便房の鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100 cm以上の高さで設置することが望ましい。

(洗面器への配慮)

G-56 各便所内の洗面器のうち一個は手すり、水石鹸入れ等を設置することが望ましい。

G-57 車いす使用者用便房の場合、高さ 65 cm以上の洗面器は壁に堅固にとりつけるか手すり等を設けるなど、寄りかかる等の配慮を行うことが望ましい。

(手洗器)

G-58 車いす使用者用便房は、便座に腰かけたまま使用できる手洗器を設けることが望ましい。

(水栓の形式)

C-29 便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

C-30 車いす使用者用／オストメイト対応便所の洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを一以上設けること。

C-31 オストメイト対応便房の水洗器具は、温水が使用できるものとする（床面積の合計が 10,000 m²以上の建築物に設けるものに限る。）。

C-32 一以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。

G-59 水栓は、自動・手動切り替えのできるものとするのが望ましい。

（水栓の設置場所）

G-60 車いす使用者用便房の水洗器具の吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置（手前縁から 30 cm～35 cm程度）に設けるのが望ましい。

（荷物台）

G-61 手荷物棚を設けるのが望ましい。

G-62 車いす使用者用便房は、車いす（電動含む）に座った状態で、手が届く高さに荷物台を設けるのが望ましい。

（ペーパータオルディスペンサー）

G-63 レバー操作タイプまたはハンズフリー形式で、操作部および取り出し高さが床面から 80～100 cm程度、反対側の壁以外の洗面台から 75 cm程度の範囲に取り付けるのが望ましい。

（排水トラップ）

G-64 排水トラップは横引きタイプ（P トラップ）のものとするのが望ましい。

3-9-8. サイン・案内・標示

（出入口付近における表示）

C-1 車いす使用者用／オストメイト対応便所の出入口付近の前の床面には、点状ブロックを設置すること。（音による案内がある場合を除く。）

C-33 車いす使用者用／オストメイト対応便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けること。

C-34 各便所の出入口には、男女の別をピクトサイン等（点字付、可能な限り音声付）により標示すること。

G-65 他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示するのが望ましい。

G-66 和式、洋式の区別がある場合については、表示を設けるのが望ましい。

G-67 表示サインは、床面から中心までの高さ 140～150 cmに設けるのが望ましい。

（点字表示）

C-35 車いす使用者用便房には、だれが使用してもよいことを（国際シンボルマークで）標示するとともに点字表示をすること。（表示内容は「どなたでもご利用ください」）

C-36 出入口の付近に、オストメイト対応及び大人用介護ベッドを設置している旨を標示するとともに点字表示をすること。

(音声誘導装置の設置)

G-68 音による誘導を行う場合、音声で男性用・女性用を知らせることが望ましい。

G-69 触知図案内板を設ける場合、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設けることが望ましい。

(触知図案内板)

G-70 便所前の触知図案内板には、個別機能を備えた便房等の各便房の機能、位置等を表示することが望ましい。

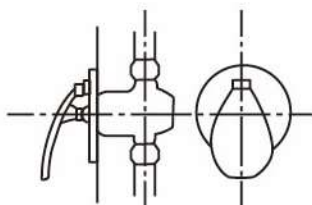
G-71 出入口付近に触知図案内板を設けることが望ましい。

G-72 便所の触知図案内板の前の床面に点状ブロックを2枚敷設することが望ましい。

C-16 押しボタン式



(参考)くつべら式



(参考)光感知式



光感知式は、視覚障がい者には使いにくいいため、押しボタン式スイッチと併用する。

図 3.19 操作が容易な洗浄装置

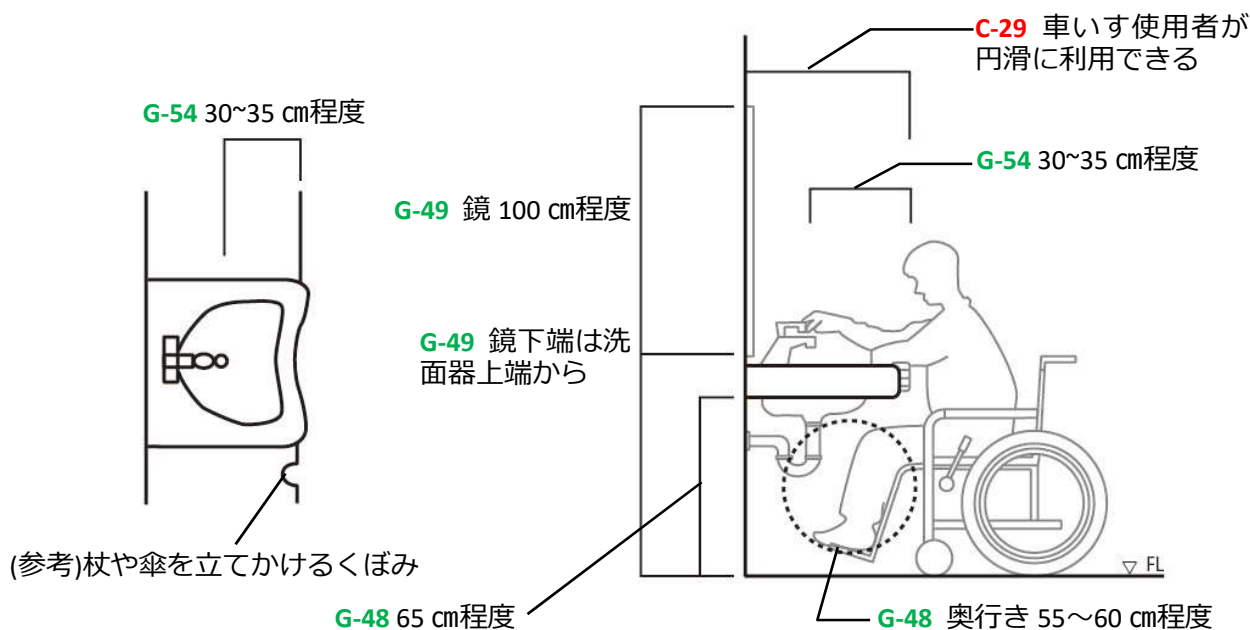


図 3.20 車いす使用者が利用しやすい洗面器

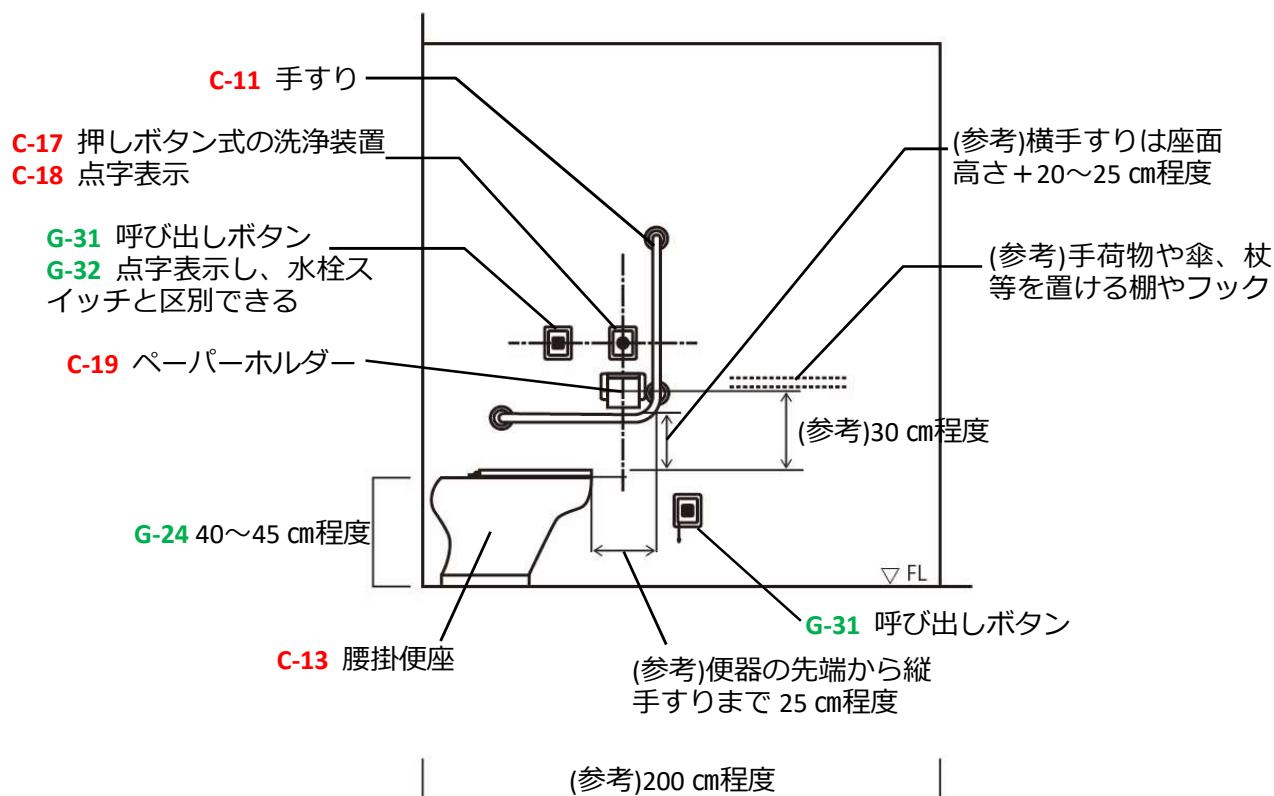
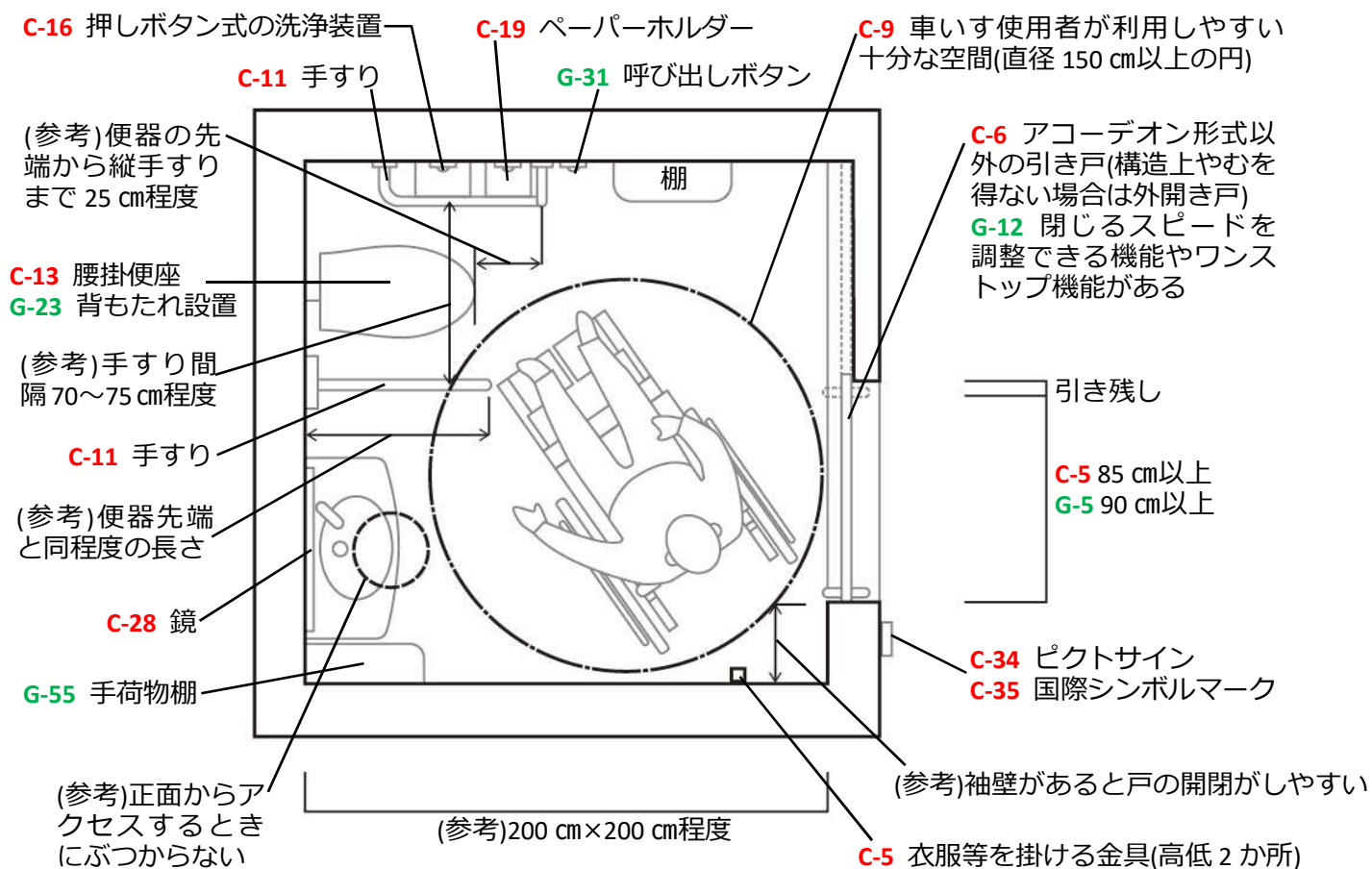


図 3.21 車いす使用者用便房の計画例

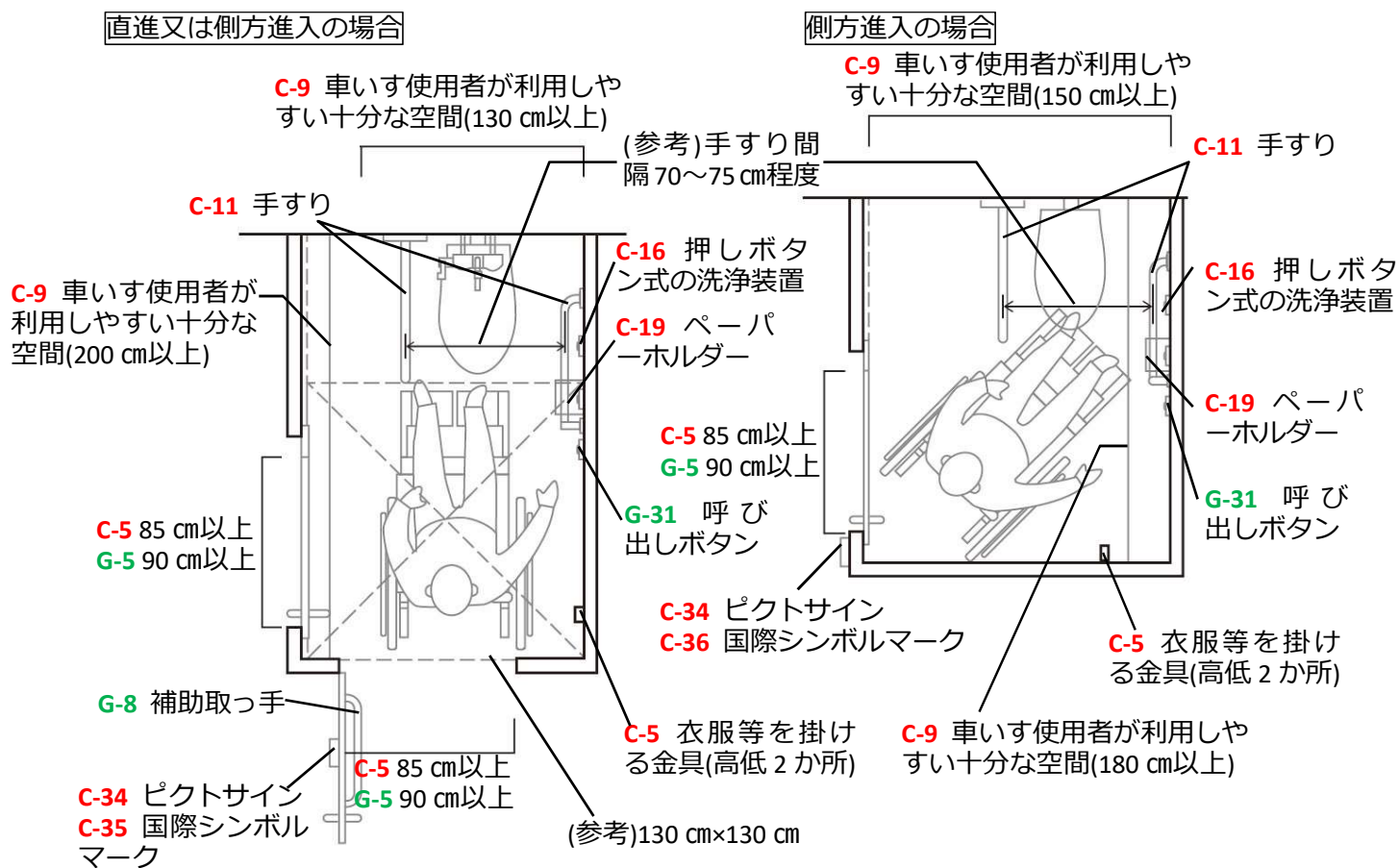


図 3.22 簡易型車いす使用者用便房の計画例

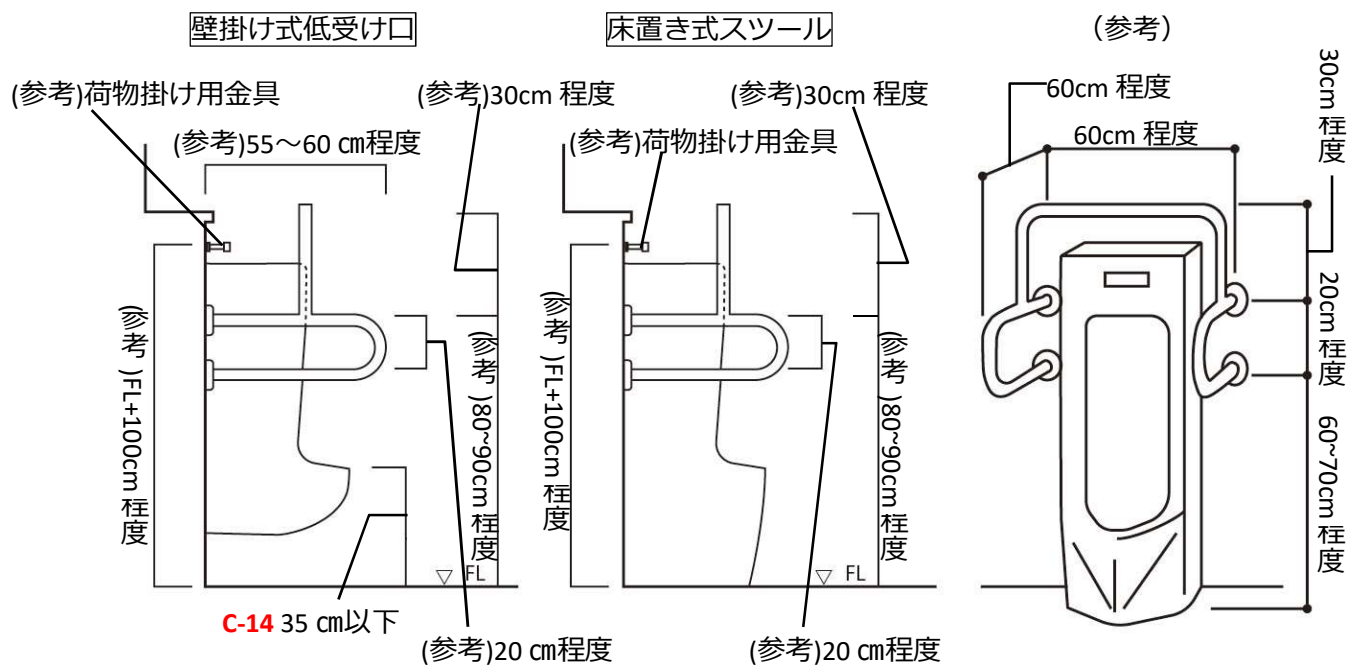


図 3.23 小便器

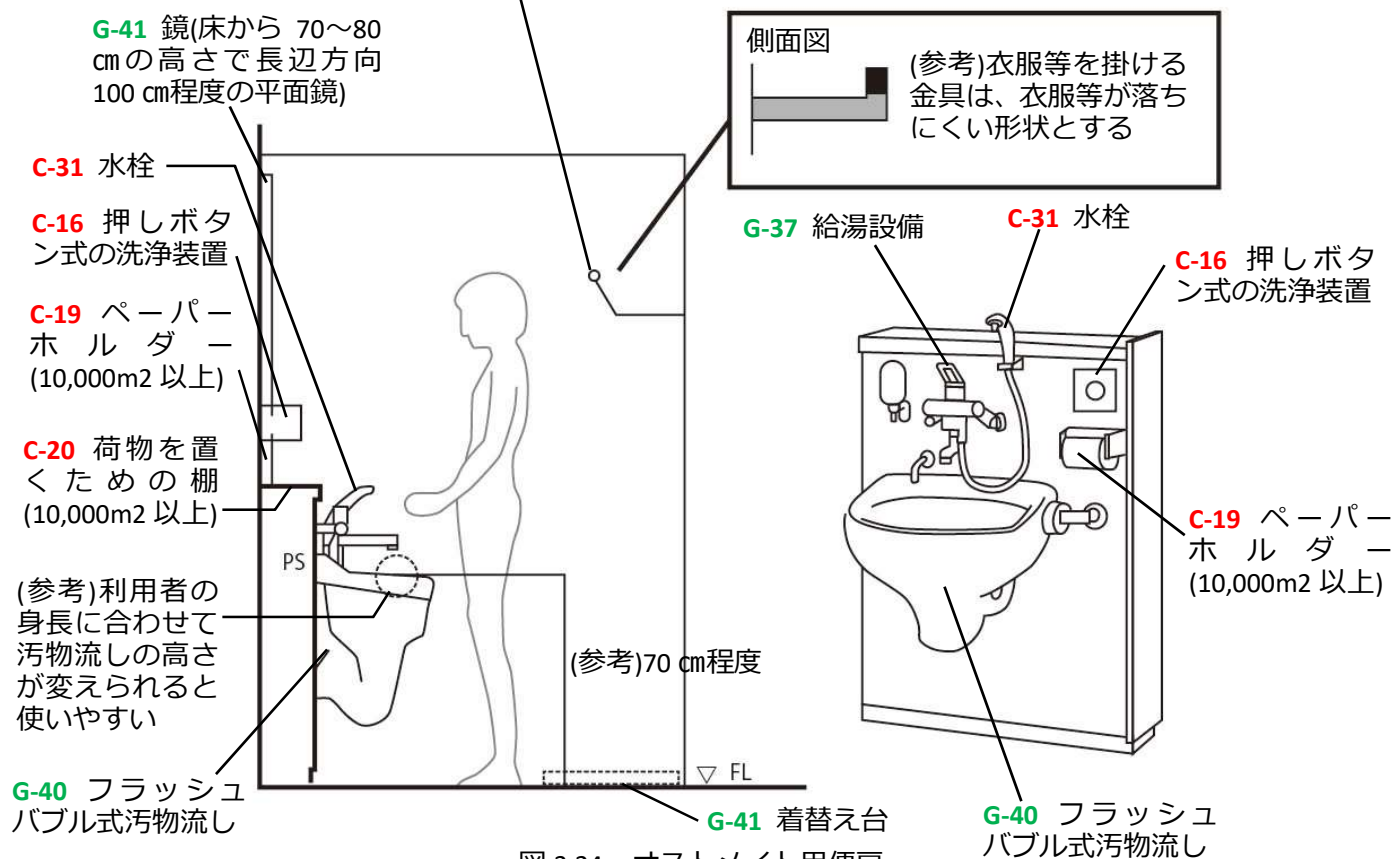
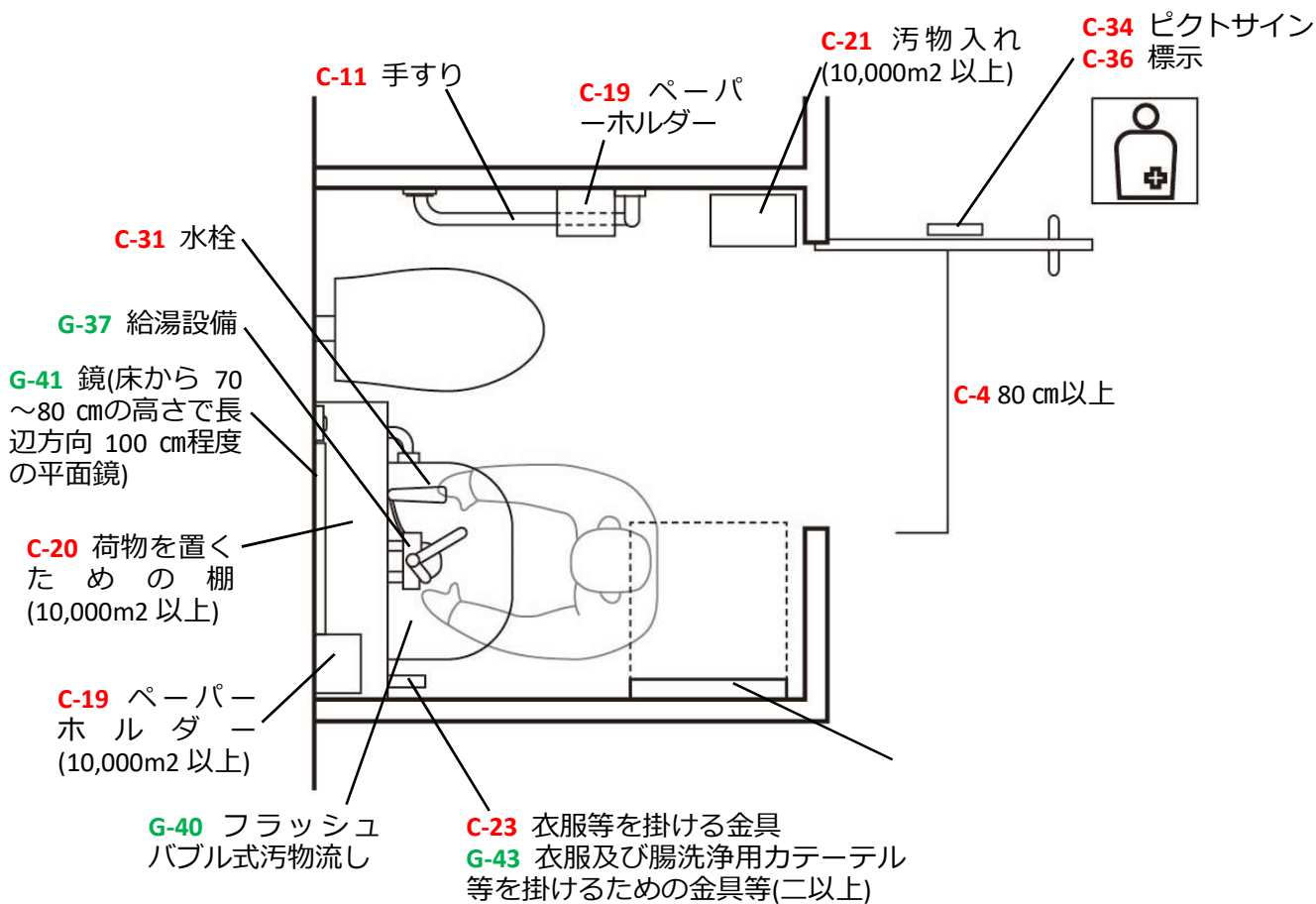


図 3.24 オストメイト用便房

・大人用介護ベッドと乳幼児用ベッドは寸法や耐荷重に違いがあることに留意する。

なお、大人用介護ベッドを設置し、ベビーベッドと兼用することは可能である。

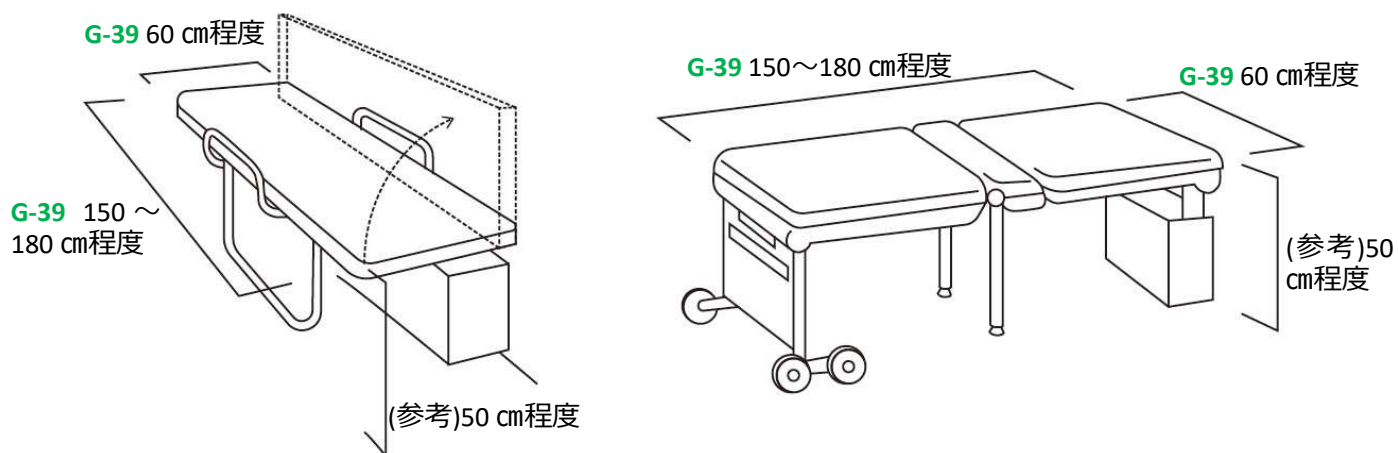


図 3.25 大人用介護ベッド

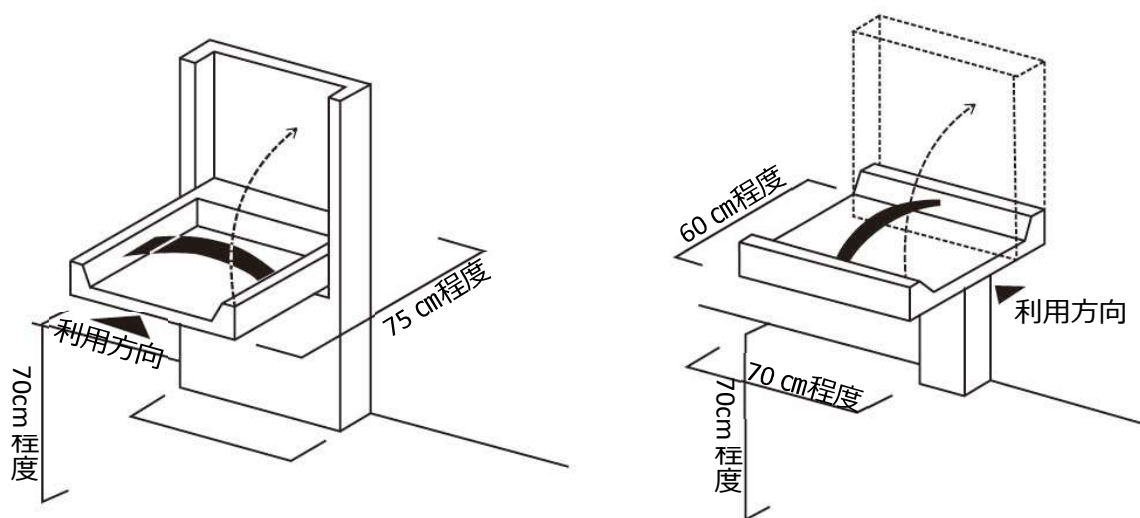


図 3.26 乳幼児用ベッド（参考）

3-10. 標識

標識は、一般的にピクトサインとも呼ばれ、空間全体や各空間の用途、順路などを示すために有効である。文字より絵のほうが理解しやすいといった障がい者や、子どもに対して情報を提供することができる手段でもあるため、情報が確実に得られるようわかりやすくかつ適切に設けること。

3-10-1. 基本事項

（設置場所）

- G-1** 立体通路や地下街、地下道、鉄道駅に接続している建物においては、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を、歩道や地下通路から認識できる場所に設けることが望ましい。

（内容の識別性）

- C-1** 標識は、内容が容易に識別できるもの（JIS Z 8210 適合）とすること。
- G-2** JIS Z 8210 に定められていない案内用図記号については、標準案内用図記号ガイドライン改定版（2017 年 7 月）を用いることが望ましい。

（国際シンボルマークの色）

- C-2** 国際シンボルマークの表示の色は、濃いブルーと白、又は黒と白にすること。

（国際シンボルマークの大きさ）

- G-3** 国際シンボルマークは 10 cm 角以上 45 cm 角以下とする。ただし、駐車場の床又は地面に表示する場合は、大きく書き込むこととすることが望ましい。

（ピクトサイン）

- G-4** 浮き彫りにすることが望ましい。

3-11. 案内設備

建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内設備を設置すること。案内設備は、受付等の人による対応の他、文字や図を用いる場合は、高齢者、障がい者等にわかりやすいものとなるよう配慮すること。

3-11-1. 仕様

（設置場所と案内内容）

C-1 エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けること。

（配置を容易に視認できる場合は除く）

G-1 建築物全体の案内設備／建築物の各所に便所の位置を示す案内設備を設けることが望ましい。

G-2 案内板等は各フロアに設けることが望ましい。

G-3 エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置、空間全体や各空間の用途、建築物や施設の利用案内、乳幼児設備等を表示することが望ましい。

G-4 劇場や映画館などでは、車いす使用者用客席の位置等を案内板に表示することが望ましい。

（案内所の設置）

C-2 案内表示の代替として、車いす使用者が利用できる案内所を設けること。

（触知図案内板）

G-5 触知図案内板は墨字を併記し、音声による誘導を行うことが望ましい。

G-6 受付がない場合の触知図案内板には、必要に応じてインターホン（モニター付）を併設することが望ましい。

（視覚障がい者への配慮）

C-3 エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けること。

C-4 案内板等のみを設ける場合は、常時建築物を管理する者が勤務する場所まで連絡することができるインターホン（視覚障がい者が円滑に利用することができるものに限る。）を設けること。

G-7 インターホン（モニター付）の設置高さは100 cm程度とすることが望ましい。

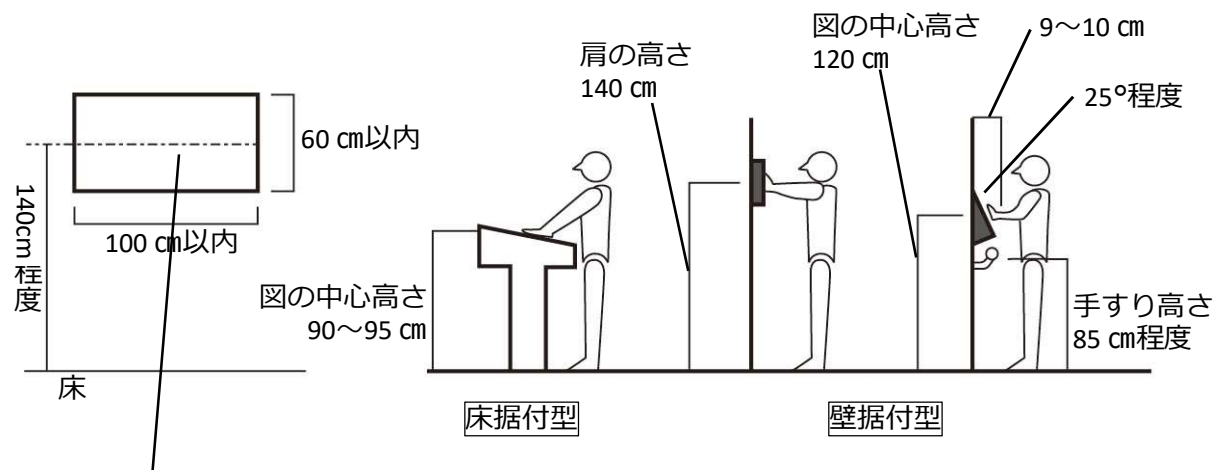
G-8 建築物の概要を示す触知図案内板及び受付等に設けるインターホンの使用方法を示す点字表示をすることが望ましい。

（外国人への配慮）

G-9 施設の用途により主要な案内板・表示板には外国語を併記することが望ましい。

（聴覚障がい者への配慮を示したサイン）

G-10 館内放送やアナウンス、サイレンなどが、画像・光・振動等の情報に転換して伝えられるようにすることが望ましい。



触知図案内板に記載すべき内容

最低限として、平面図に当該建築物の概要がわかる程度の外形を示し、その中で現在地、移動円滑化（バリアフリー化）されたエレベーター等の昇降機、便所、駐車施設の配置を示すことが必要となる。

図 3.27 触知図案内板（参考）

3-12. 案内設備までの経路

視覚障がい者が訪問した施設の情報を得られるよう、案内設備までの経路（視覚障がい者移動等円滑化経路：2-2 各基準の構成参照）を整備すること。視覚障がい者は、音、人の流れ、風、触知などを感じながら通行していることから、特性を踏まえた設計を行う必要がある。経路には、視覚障がい者誘導用ブロック等、音声案内、誘導鈴などを効果的に組み合わせることが望ましい。

3-12-1. 案内設備までの経路

（誘導設備の設置）

- C-1** 視覚障がい者移動等円滑化経路：案内設備までの経路（風除室で直進する場合は除く）には線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置すること。
- C-2** 視覚障がい者移動等円滑化経路：以下の箇所には点状ブロックを設置すること。
 - ①車路に近接する部分
 - ②段がある部分又は傾斜がある部分の上下端に近接する部分（勾配が1／20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合、高さ16cm以下で勾配1／12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合、段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）
- C-3** 視覚障がい者移動等円滑化経路：音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。
- G-1** 便所、エレベーター、主要な利用居室など利用頻度が高い場所まで（視覚障がい者誘導用ブロック等）敷設することが望ましい。
- G-2** 道路等から案内設備まで（線状ブロックと点状ブロックを組み合わせで）敷設することが望ましい。

（経路上の施設）

- C-4** 視覚障がい者移動等円滑化経路：段を設けないこと。

3-12-2. 視覚障がい者誘導ブロック

（配置の仕方）

- G-3** 視覚障がい者用誘導ブロック等は、原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置することが望ましい。
 - G-4** 視覚障がい者誘導用ブロック等は、遠回りにならないように主動線上の歩行ルートに敷設することが望ましい。
 - G-5** 敷地内の通路上の樹蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等が途切れないことが望ましい。
- （ブロックの形状・大きさ）
- G-6** 大きさは30cm角とすることが望ましい。
 - G-7** ブロック形状、寸法、配列はJIS T9251とすることが望ましい。

(色)

G-8 ブロックの色は統一することが望ましい。

G-9 視覚障がい者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比 2.0 以上確保することが望ましい。

G-10 色は黄色とすることが望ましい(ただし、周辺の路材又は床材との対比を考慮して、明度差、輝度比等を十分に確保する)。

(敷設位置)

G-11 危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分に、点状ブロック等を使用することが望ましい。

G-12 線状ブロック・点状ブロックは、30 cm以上離して危険源の全長にわたって敷設することが望ましい。

(高齢者や車いす使用者への配慮)

G-13 視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する際に、高齢者や車いす使用者が通れる幅を残す等の配慮することが望ましい。

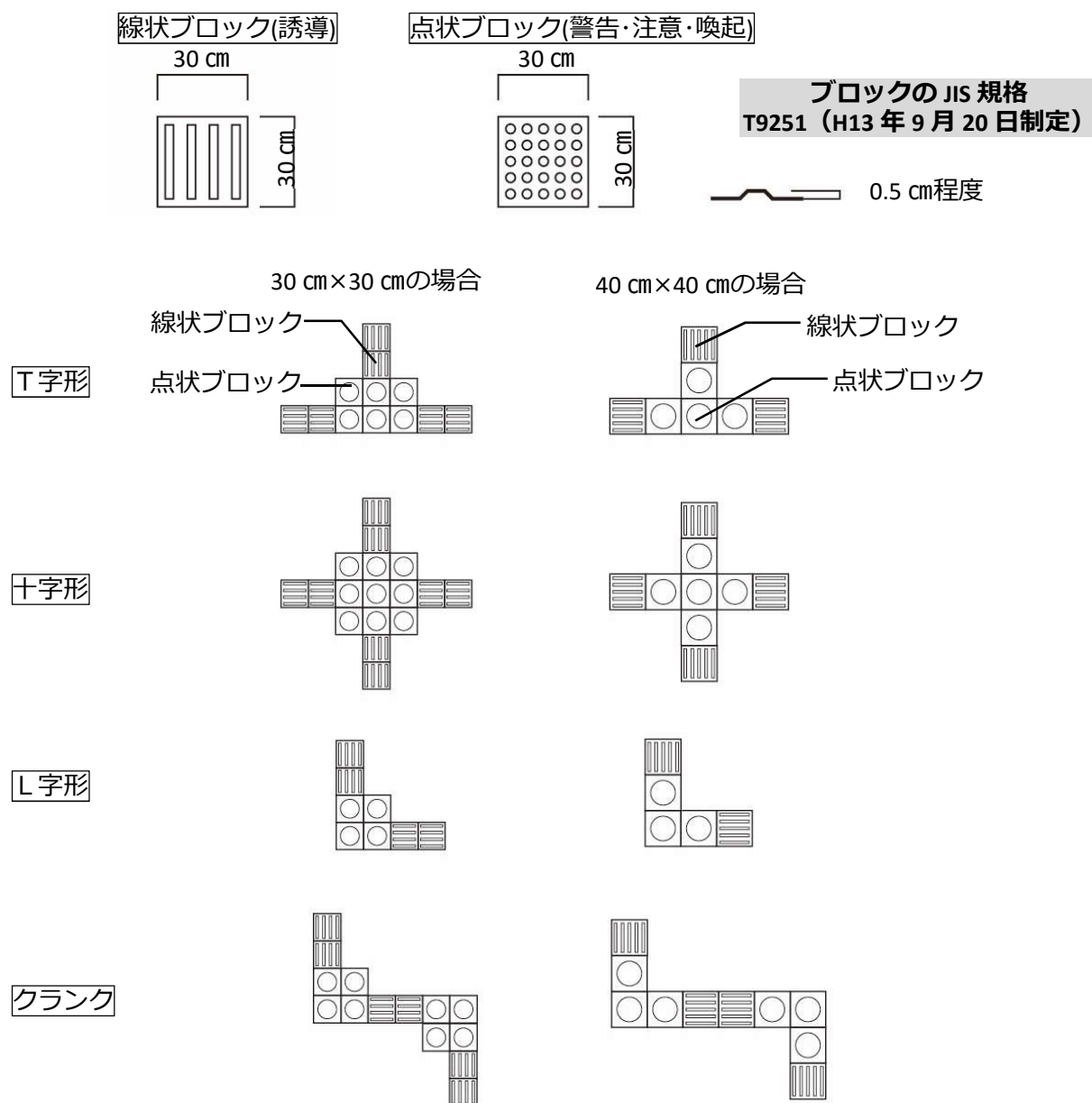


図 3.28 視覚障がい者誘導用ブロック (参考)

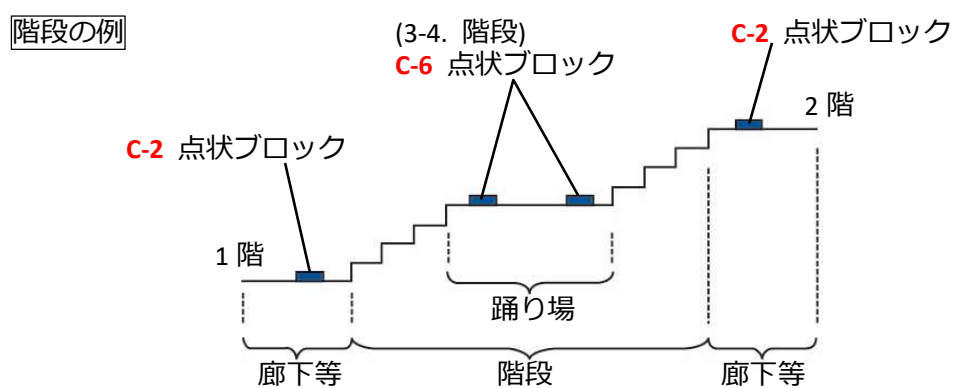


図 3.29 階段や傾斜路の上下端に近接する部分に敷設する点状ブロック等

3-13. 子育て支援設備

子育て支援設備の計画にあたっては、ベビーカーでの利用や、どなたでも利用できるよう配慮すること。

3-13-1. 出入口

(形式)

G-1 スライドドアにするとともに、内部の様子がわかるようにすることが望ましい。

G-2 ベビーカーでベビーケアルーム内に入れるようにすることが望ましい。

(ドア周辺)

C-1 通過する際に支障となる段を設けないこと。

G-3 出入口に高低差がある場合、傾斜路を設けることが望ましい。

(サインの設置)

C-2 出入口付近には、乳幼児用いす及びベッドを設置している旨を標示するとともに点字表示をすること。

C-3 移動等円滑化経路：出入口の付近には、授乳場所である旨を標示するとともに点字表示をすること。

3-13-2. 授乳室

(配置の原則)

C-4 床面積の合計が 5,000 m² 以上の場合、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設け、その付近にその旨の表示を行うこと。ただし、他に設ける場合はこの限りでない。

G-4 床面積の合計が 1,000 m² (公衆便所にあつては 50 m²) 以上の場合、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上設けることが望ましい。

(授乳スペースのプライバシーの確保)

G-5 母乳による授乳に配慮した授乳スペースがあることが望ましい。

(男性利用者への配慮)

G-6 男女の哺乳瓶による授乳に配慮した授乳スペースがあることが望ましい。

G-7 男性の哺乳瓶による授乳にも配慮し、内部の設備配置等の状況がわかるよう表示し、給湯設備を設けることが望ましい。

(設備)

G-8 授乳用のいす、乳幼児用のベッド及び汚物入れを設けることが望ましい。

G-9 洗面器又は流し台を設けることが望ましい。

(椅子)

G-10 授乳用の椅子は長椅子やひじ掛け・背もたれのついた椅子とすることが望ましい。

(水栓)

G-11 一以上の洗面器又は手洗い器は、レバー式、光感知式の水栓とすることが望ましい。

3-13-3. おむつ替え台

(設置場所)

G-12 男女どちらのトイレにもおむつ交換台を設置することが望ましい。

(構造)

G-13 おむつ交換台は、床面高さ 80～85 cm程度、台下クリアランスは 70～75 cm以上、奥行 50 cm程度とすることが望ましい。

3-13-4. 付属施設

(自動販売機の設置)

G-14 おむつや離乳食の自動販売機を設置することが望ましい。

G-15 ジュースなどの自動販売機や冷水器を設置することが望ましい。

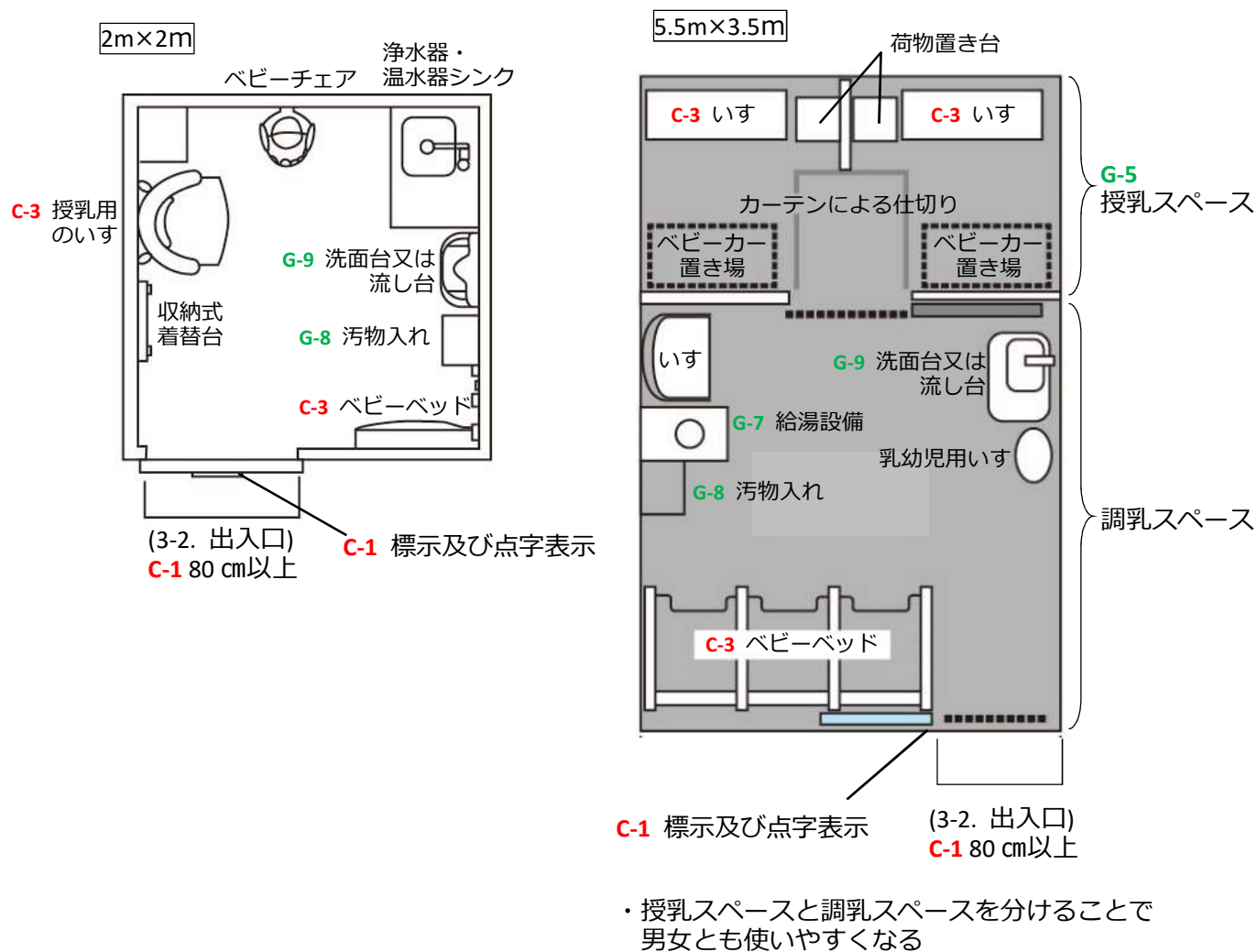


図 3.30 授乳室の例

3-14. 飲食物販売エリア（カフェテリア、レストラン等）

カフェテリアやレストランといった飲食物等を販売する店舗エリアがある場合、高齢者、障がい者等が円滑に利用するために、エリア内の通路やカウンター、座席の配置について配慮すること。

3-14-1. 基本事項

（通路の幅）

G-1 通路幅は 120 cm 以上とすることが望ましい。

（レジ前の空間）

G-2 レジを設ける場合、通路幅は車いす使用者やベビーカー使用者も使えるようにすることが望ましい。

3-14-2. 陳列・メニュー表示

（金額表示）

G-3 レジがある場合は、聴覚障がい者が値段を確認できるようにすることが望ましい。

（メニューの表示方法）

G-4 客への情報は音声と視覚の両方で伝えられるようにすることが望ましい。

G-5 点字メニューを店舗に一以上用意することが望ましい。

G-6 写真付きメニューを店舗に一以上用意することが望ましい。

（商品の陳列）

G-7 幅員 100 cm の通路には展示物や商品を並べないことが望ましい。

3-14-3. カウンター

（高さ）

C-1 二以上の者が利用することができる記載台又は受付カウンターを設置する場合、高さは、75 cm 以上を標準とすること。

（幅）

C-2 二以上の者が利用することができる記載台又は受付カウンターを設置する場合、幅は、80 cm 以上とすること。

（カウンター下のクリアランス）

C-3 二以上の者が利用することができる記載台又は受付カウンターを設置する場合、下部には、車いす使用者がこれらを円滑に利用するために必要な空間を設けること。

G-8 高さ 65～70 cm 程度、幅 75 cm 程度、奥行 50 cm 程度とすることが望ましい。

(周辺の設備)

- G-9** 立位で使用するカウンターなどは、実用に応じて身体を支えるための手すり、傘や杖等を置く場所があることが望ましい。

3-14-4. トレー移動カウンター

(高さ)

- G-10** 飲食店カフェテリアスタイルの飲食店の場合、床面からの高さ 70～80 cm程度とすることが望ましい。

(奥行)

- G-11** 飲食店カフェテリアスタイルの飲食店の場合、奥行き 25 cmとすることが望ましい。

(カウンター下のクリアランス)

- G-12** 飲食店カフェテリアスタイルの飲食店の場合、膝下クリアランスは床面から高さ 65～75 cm程度とすることが望ましい。

(形式)

- G-13** 飲食店カフェテリアスタイルの飲食店の場合、トレーを取る地点から、清算地点まで連続していることが望ましい。

3-14-5. レジカウンター

(高さ)

- G-14** カウンター高さは 70～80 cm程度とすることが望ましい。

(カウンター下のクリアランス)

- G-15** 高さ 65～70 cm程度、幅 75 cm程度、奥行 50 cm程度とすることが望ましい。

(幅)

- G-16** 幅は 75 cm程度とすることが望ましい。

(奥行)

- G-17** 奥行は 50 cm程度とすることが望ましい。

(出入口)

- G-18** レジエリアには、幅 60 cm以上の出入口があることが望ましい。

3-14-6. 調味料カウンター

(高さ)

- G-19** カウンター上面の高さ 70～80 cm程度とすることが望ましい。

(幅)

- G-20** 幅 75 cm程度とすることが望ましい。

(奥行)

- G-21** 奥行 50 cm程度とすることが望ましい。

(カウンター下のクリアランス)

G-22 高さ 65～75 cm程度とすることが望ましい。

(カウンター上面の空きスペース)

G-23 カウンター上面には 30 cm×20 cmの空きスペースがあることが望ましい。

(調味料の容器)

G-24 カウンター前端からの到達範囲(奥行)は 60 cm以下とすることが望ましい。

3-14-7. 車いす使用者用カウンター

(設置の原則)

G-25 立位で使用するカウンターなどは、台を固定し、別に車いす使用者用のカウンターなどを併設することが望ましい。

G-26 バー仕様のカウンター席では、2 席以上の低いカウンター(高さ 70～80 cm程度、幅 160 cm以上、膝下クリアランス高さ 65～75 cm程度)を設けることが望ましい。

3-14-8. 通路

(テーブル間の通路幅員)

G-27 テーブル間は 90 cm以上とすることが望ましい。

3-14-9. 座席

(乳幼児用スペース)

G-28 レストランには子供用のベビーカーのスペースが確保されていることが望ましい。

3-14-10. テーブル・椅子

(テーブルの形状)

G-29 レストランのテーブルは四隅に脚のあるテーブルで椅子と別になったものとすることが望ましい。

G-30 レストランで中央に支柱のある丸テーブルの場合は、テーブル先端から支柱基部まで 50 cmとすることが望ましい。

(テーブル下のクリアランス)

G-31 レストランのテーブルの膝下クリアランスは、高さ 65～75 cm程度とすることが望ましい。

(テーブルの高さ)

G-32 レストランのテーブルの高さは 80 cm以下とすることが望ましい。

(椅子の形状)

G-33 椅子はひじ掛け付き、背もたれ付きとし、蹴込みを座面奥行き $\frac{1}{3}$ 以上とすることが望ましい。

3-14-12. 小型営業店舗(キオスク等)

(庇の設置)

G-34 屋外の場合、庇を設置することが望ましい。

(カウンター高さ)

G-35 カウンターの高さは 75～79 cm、突出し部は 48 cm以下、120 cm以下の高さに全ての商品を並べることが望ましい。

3-15. 待ち行列エリア

待ち行列が発生する場合、高齢者、障がい者等全ての人々が安全かつ円滑に並ぶことができるように、列あたりの幅員や休憩ベンチの設置などの配慮をすること。

3-15-1. 基本事項

（優先レーンの設置）

G-1 高齢者、障がい者等のための優先レーンを設けることが望ましい。

（施設に入る予定時間の案内）

G-2 立った状態での待ち行列の場合、施設に入るまでの予定時間を音と視覚でわかるように案内表示を行うことが望ましい。

（立って並べない人のための座席の設置）

G-3 立った状態での待ち行列の場合、座れるように椅子を用意することが望ましい。

（列当たりの有効幅員）

G-4 待ち行列エリアの列あたりの有効幅員は 150 cm程度とすることが望ましい。

（床面の限界傾斜）

G-5 待ち行列エリアの床面は、水平または 2%以下の傾斜とすることが望ましい。

（休憩ベンチ・日よけ）

G-6 予想される行列の長さ及び待ち時間を考慮し、ベンチと日よけ・シェルターを設置することが望ましい。

（識別性の確保）

G-7 待ち行列エリアは、ロープ、棒または仕切りに周囲とはっきりコントラストをなす色彩を用いることが望ましい。

3-16. 沐浴エリア、祈祷室

博覧会会場には様々な宗教・文化の人々が来場するため、それらの人々にも対応できるような施設を配置することが望ましい。沐浴や祈祷ができる施設を配置する場合、高齢者、障がい者等が利用しやすいように、手すりを設置するなどの配慮することが望ましい。

3-16-1. 基本事項

(アクセシブルなエリアの数)

G-1 すべての人が利用できるユニットを一以上設置することが望ましい。

3-16-2. 水栓

(形式)

G-2 水栓は電子式またはセンサー式とし、容易に使用できることが望ましい。

3-16-3. 流し台

(配置)

G-3 玄関ドアに近い場所に配置することが望ましい。

(手すり)

G-4 流し台の両側に 1 本ずつ、2 本の水平手すりを、高さ 70～80 cmに取り付けることが望ましい。

(付属施設とその位置)

G-5 流し台の近くにビデシャワー、石鹸及びペーパーディスペンサーを取り付けることが望ましい。

G-6 付属品は高さ 70～120 cmに取り付けることが望ましい。

(フリースペースの設置)

G-7 流し台の前面に幅 120 cmのフリースペースを設けること。その床面は周囲の舗装と 30LRV 以上の反射比率があることが望ましい。

3-16-4. 出入口

(通過スペースの確保)

G-8 靴が出入口の通路を塞がないようにすること。場合によっては、キープクリアマットの敷設により通路を確保することが望ましい。

(座席の設置)

G-9 入口等、靴を脱がなければならない場所には座席を設けることが望ましい。

3-16-5. 祈りの場

(座席の設置)

G-10 屈んで祈ることができない人々のために、祈りの場内にも席を設けることが望ましい。

3-17. 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）

屋内外の細かな造作設備は、利用者の利便性・快適性の確保において重要な施設である。これらについてはバリアフリー法や大阪府の条例において規制となる基準は無いが、利用者に十分に配慮すること。

3-17-1. 手すりの基本事項

（設置場所）

- G-1** 廊下等の両側に連続して設けることが望ましい。
- G-2** 柱型等の突出部がある場合、手すりはそれに沿って設けることが望ましい。
- G-3** 廊下・階段・傾斜路等に設ける手すりは、子どもの利用に配慮して2本設けることが望ましい。

（設置高さ）

- G-4** 取り付け高さは、1本の場合は75 cm～85 cm 程度、2本の場合は75 cm～85 cm 程度及び60 cm～65 cm 程度（子ども用）とし、連続して設けることが望ましい。

（壁との距離）

- G-5** 壁との間隔は、4 cm～5 cm程度とし、手がぶつからないように手すりの下側で支持する構造とすることが望ましい。

3-17-2. 手すりの仕様

（形状）

- G-6** 形状は外径3 cm～4 cm（小児用にあつては3 cm）程度の握りやすいものとすることが望ましい。

（端部の設え）

- G-7** 下または壁面方向に曲げることが望ましい。

（点字表示）

- G-8** 出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を点字表記することが望ましい。
- G-9** 廊下等の手すりの端部曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示することが望ましい。
- G-10** 階段手すりの起点及び終点は階数、現在位置などを点字で表示することが望ましい。
- G-11** 点字表示の位置は階段手すりの水平部にすることが望ましい。

3-17-3 座位カウンター

（高さ）

- G-12** 車いす使用者用カウンター等の下端の高さは60～65 cm 程度とし、上端の高さは70 cm 程度とすることが望ましい。

（奥行）

- G-13** 車いす使用者用カウンター等の奥行きは45 cm 程度とすることが望ましい。

(構造)

G-14 杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けることが望ましい。

G-15 手を掛けることができるような溝を設けることが望ましい。

(前面スペース)

G-16 カウンター等の前面には車いす使用者が転回できるスペースを設け、床面は水平とすることが望ましい。

(椅子)

G-17 40～46 cmの高さでひじ掛け付きの椅子を用意することが望ましい。

3-17-4 立位カウンター

(高さ)

G-18 高さは 95～125 cmとすることが望ましい。

(構造)

G-19 杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けることが望ましい。

G-20 手を掛けることができるような溝を設けることが望ましい。

(手すり)

G-21 身体を支えるための手すりを設置することが望ましい。

(車いす使用者への配慮)

G-22 台を固定し、別に車いす使用者用のカウンターを併設することが望ましい。

3-17-5 自動販売機・券売機等

(機器の位置、高さ)

G-23 自動販売機の金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等の高さは 40 cm～110 cmとすることが望ましい。

(案内)

C-1 視覚障がい者に配慮した現金自動預払機等までの線状・点状ブロックを敷設すること（現金自動預払機等までの音声誘導、又は建築物の案内設備の触知図に位置を示す場合はこの限りでない）

3-17-6. ゴミ箱

(配置の原則)

G-24 移動等円滑化経路の外に 50m ごとに設置することが望ましい。

G-25 車いす使用者及びその他の人々がアクセスできるスペースに設置することが望ましい。

(高さ)

G-26 開口部の高さは 90 cm程度（最大 120 cm）とすることが望ましい。

(わかりやすさ)

G-27 ゴミ箱はわかりやすい形状、色とすることが望ましい。

(蓋の操作方法)

G-28 蓋は、手や足で操作することが困難であることに配慮することが望ましい。

3-17-7. ゲート

(方式)

G-29 回転式は避けることが望ましい。

(有効幅員)

G-30 有効幅員は 85 cm 以上とすることが望ましい。

G-31 90 cm 以上の広幅員ゲートを一か所設置することが望ましい。

(ゲートが開く方向)

G-32 進行方向に向かって開くものとすることが望ましい。

(車いす使用者への配慮)

G-33 車いす（電動含む）でアクセスできるゲートまたは出入口が隣接して一以上設置することが望ましい。

3-17-8. 窓

(ハンドルの形式)

G-34 開閉するときに手首を回す必要がないもので、腕や肘で操作できるもの、または自動など操作が簡単なものとすることが望ましい。

(設置高さ)

G-35 床から 90 cm に設置すること。転倒・転落を防ぐために、120 cm 以下に窓がある場合は転落防止に配慮することが望ましい。

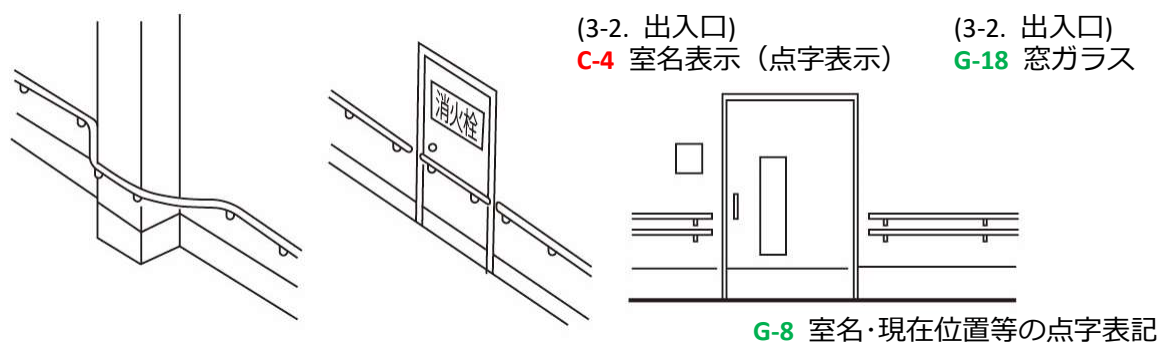


図 3.31 手すり（連続設置の例）

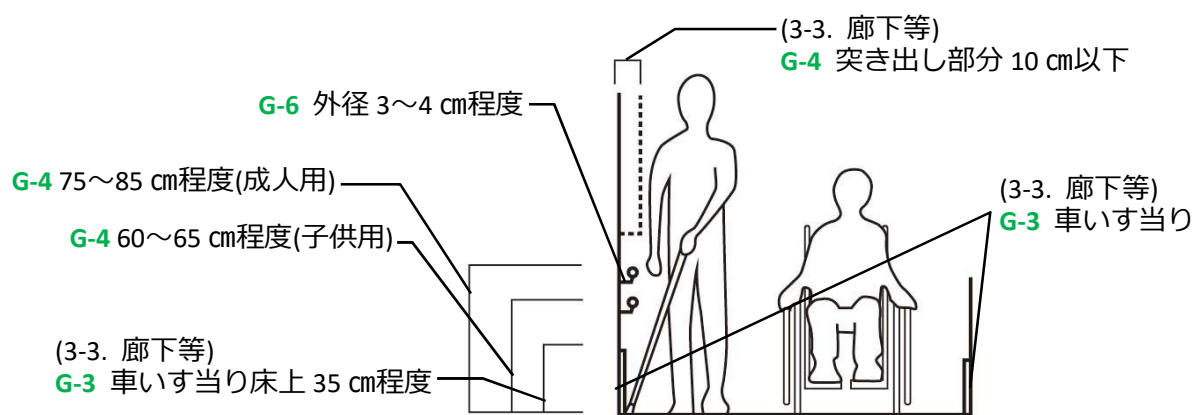


図 3.32 手すり（壁面設置の例）

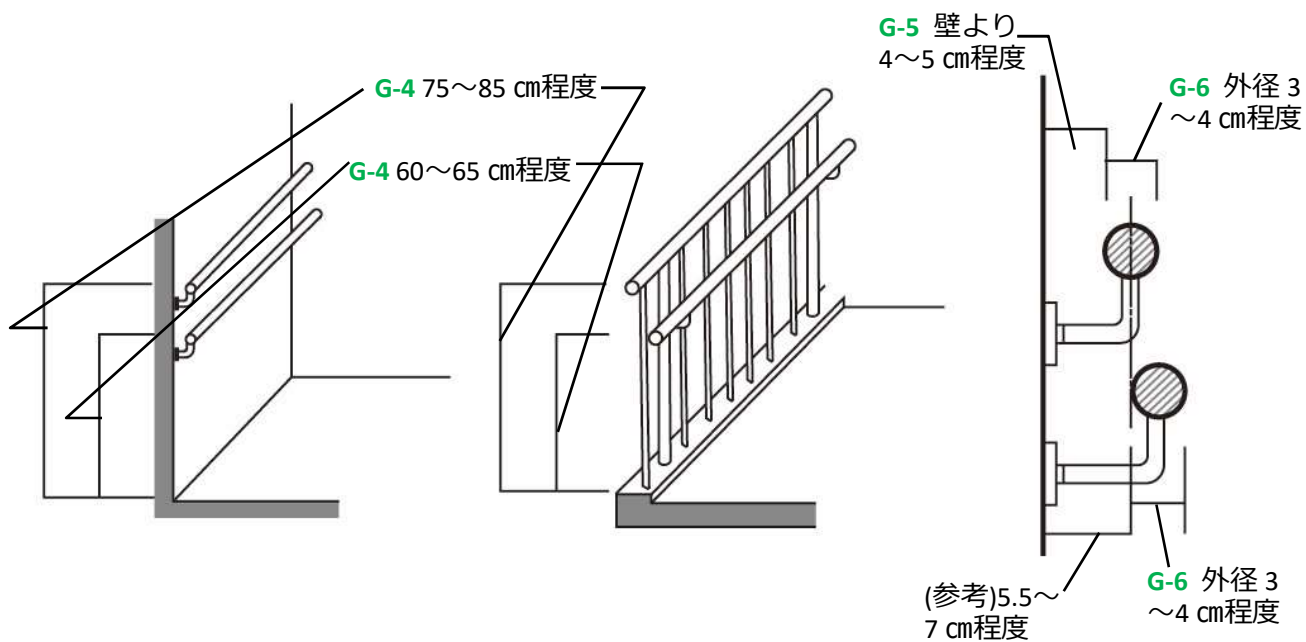


図 3.33 手すりの設置寸法

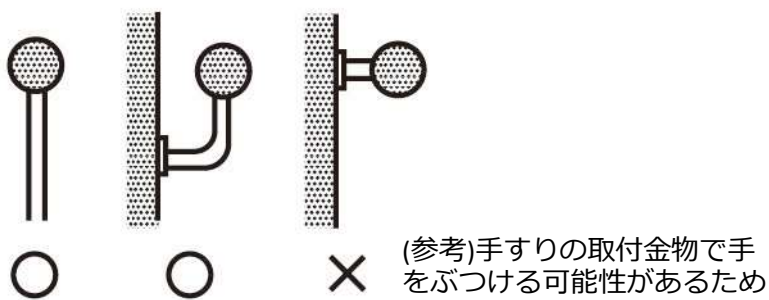


図 3.34 手すりの形状

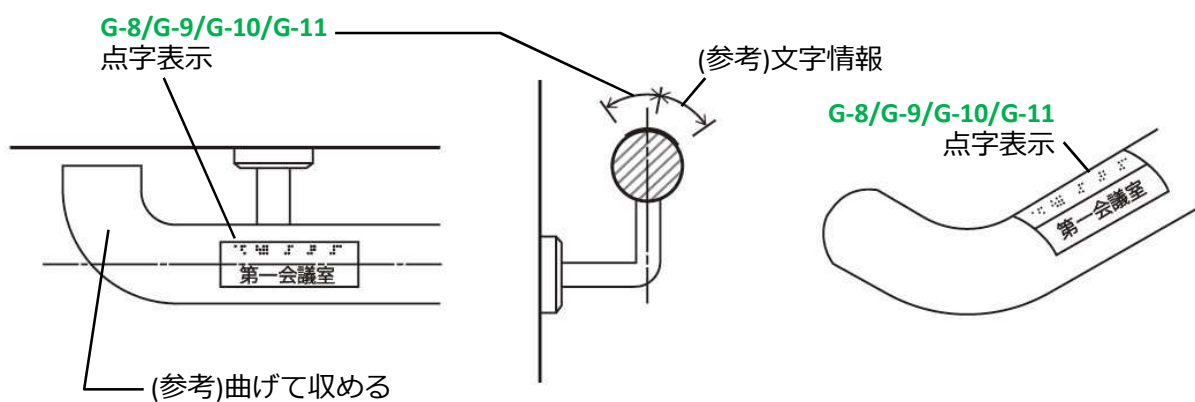


図 3.35 手すりにおける点字表示

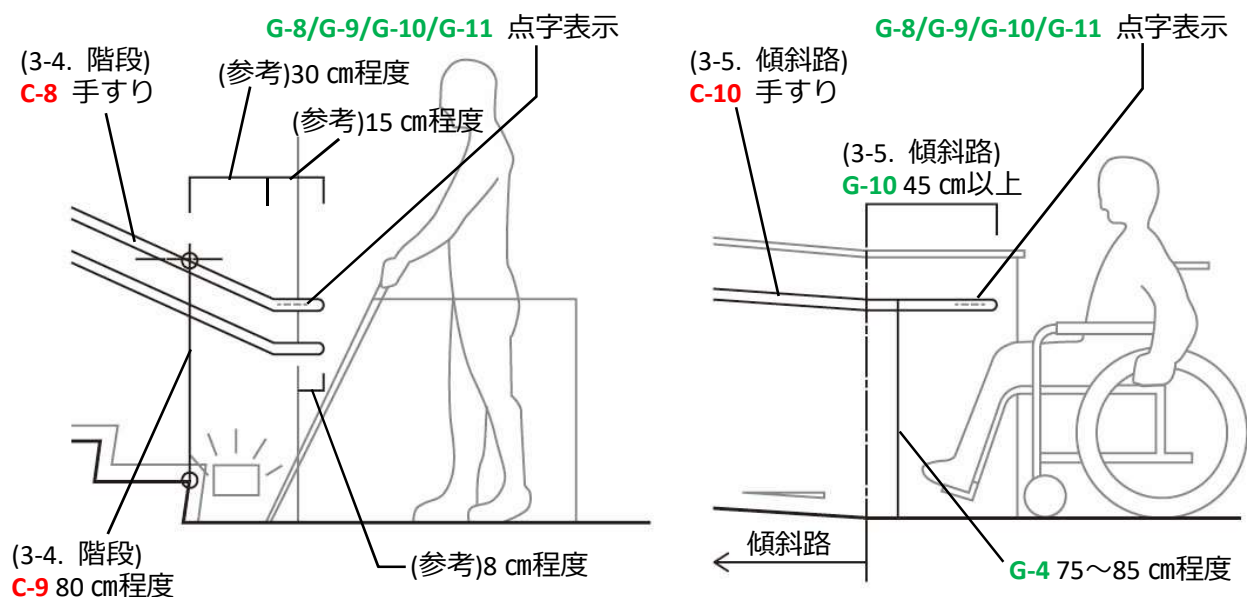


図 3.36 階段・傾斜路の手すり

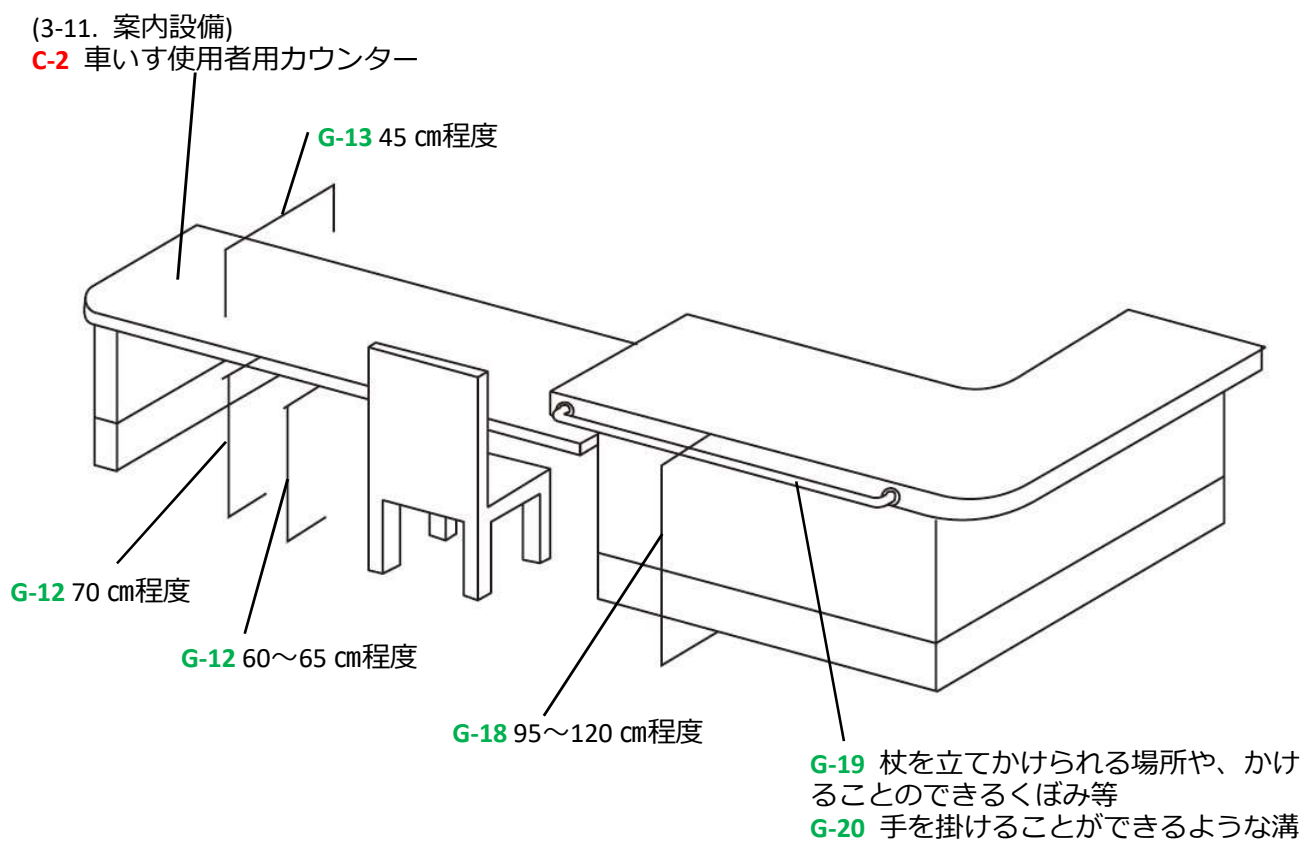


図 3.37 案内所

3-18. 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

3-18-1. 基本事項

（床面の仕上げ）

- G-1** 店舗内や室内には段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を設置することが望ましい。

（車いすの転回スペース）

- G-2** 車いす（電動含む）が転回できる場所を一か所確保することが望ましい。

3-18-2. 車いす使用者用の客席

（割合）

- C-1** 車いす使用者用の客席数は、100 席以下は 1、400 席以下は 2、400 席超は $2 + (\text{席数} - 400 \text{ 席}) / 200$ とする。

- G-3** 車いす使用者用客席を、総座席数の 1 % 以上用意することが望ましい。

（配置場所）

- G-4** 高齢者、障がい者等の座席の配置は固定せず、一部取り外し可能とする等複数の選択が可能とすることが望ましい。

- G-5** 出入口から車いす使用者用客席までの経路に段差がない（段がある場合は、傾斜路か昇降機がある）ことが望ましい。

（同伴者の座席の割合）

- G-6** 同伴者用客席を車いす使用者用客席と同比率で用意することが望ましい。

（同伴者の座席の配置場所）

- G-7** 車いす使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に同伴者用座席を設けることが望ましい。

- G-8** 車いす使用者用客席の横に用意することが望ましい。

（構造）

- G-9** 座席を可動式とし、席の取り外しにより車いす使用者用観覧席がどの位置にも設置できることが望ましい。

（広さ）

- C-2** 車いす使用者が利用することができる部分 1 につき、幅を 85 cm 以上とし、奥行きを 120 cm 以上とすること。

- G-10** 車いす使用者用客席の間口は車いす 1 台につき 90 cm 以上、奥行きは 120 cm 以上とすることが望ましい。

(周辺のスペース)

C-3 転落するおそれがある場合は、柵等を設けること。その場合、車いす使用者が同行者と共に快適に過ごせるよう、その空間には配慮すること。

G-11 前後に転回スペースを設けることが望ましい。

G-12 車いす（電動含む）やベビーカーを置くことができるスペースを設けることが望ましい。

G-13 介助動物用のスペースが用意することが望ましい。

(サイトライン)

C-4 視線を確保すること。

G-14 客席からの視線を遮らないよう、柵、手すりの高さは 80 cm以下とすることが望ましい。

3-18-3. 客席

(通路幅)

C-5 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路のうち、一以上の通路の幅は、120 cm以上とすること。

G-15 客席内の通路に高低差がある場合、幅 120 cm以上、勾配 1/12 以下で表面は滑りにくい仕上げとすることが望ましい。

G-16 客席の通路幅は 120 cm以上とすることが望ましい。

(ひじ掛けの形式)

G-17 通路側の座席の肘掛けは、跳ね上げ式か水平可動式とすることが望ましい。

(座席番号の点字表示)

G-18 座席番号付近に点字表示をしていることが望ましい。

(難聴者のための設備の設置)

G-19 難聴者用集団補聴装置（磁気ループ）や FM 補聴装置（無線式）、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置することが望ましい。

(付加アメニティ座席の割合)

G-20 付加アメニティ座席(※車いす（電動含む）を使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー、足腰・長身・横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席)を総座席数の 1%以上用意することが望ましい。

(座席エリアの識別)

G-21 座席はエリアごとに色分けなどで明確に区分することが望ましい。

(乳児連れ利用者等への配慮)

G-22 乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる区画された観覧室を設けることが望ましい。

(多機能トイレの設置場所)

G-23 座席に近い位置に配置し、トイレ同士は 150m 以上離れていないことが望ましい。

3-18-4. 座席の階段付近

(階段の降り口の配慮)

G-24 階段沿いの座席に手がかりを設けることが望ましい。

(階段降り口の点状ブロックの配置場所)

G-25 座席エリアの階段部の降り口には点状ブロックを敷設することが望ましい。

3-18-5. ステージ

(経路)

G-26 舞台への通路に段は無いことが望ましい(段がある場合は段差解消機や階段手すりを設ける)。

(作業スペースの配置)

G-27 パソコン要約筆記者用作業スペース(4名分の作業台)を確保することが望ましい。

(字幕・文字情報の表示)

G-28 字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンを設置することが望ましい。

G-29 ビデオスクリーンまたはスコアボードが使用されている場合、リアルタイムのオープンキャプション、手話通訳、実況解説放送サービス等の対策を行うことが望ましい。

(手話通訳者への配慮)

G-30 手話通訳位置を想定してスポットライトを設けることが望ましい。

3-18-6. ロッカー

(大きさ)

G-31 一個あたりの高さは 40 cm程度とすることが望ましい。

G-32 車いす使用者や低身長の人向けの場合、高さが床面から 60~120 cmとすることが望ましい。

(車いす使用者でも使用可能な高さに設置される割合)

G-33 2割以上は車いす使用者や低身長の人が使えるように配慮することが望ましい。

(番号の表示)

G-34 ロッカー番号はわかりやすいように表示し、点字も合わせて表記することが望ましい。

(ベンチ)

G-35 ベンチを設置する場合は、固定せず動かせるものとすることが望ましい。

3-18-7. バルコニー

(出入口)

G-36 出入口は水平とすることが望ましい。

G-37 出入口の幅員は 90 cm以上とすることが望ましい。

G-38 出入口は可能な限り床面と同じ高さに設置することが望ましい。

(広さ)

G-39 バルコニーは連続させ、車いす使用者が通行可能な幅員を確保することが望ましい。

G-40 広さは 150 cm 角以上とすることが望ましい。

(床面の仕上げ)

G-41 床面は滑りにくい仕上げとし、すべり抵抗値は、平面または勾配 5% 以下の場合で 35～45、勾配 5% 以上の場合で 45 以上とすることが望ましい。

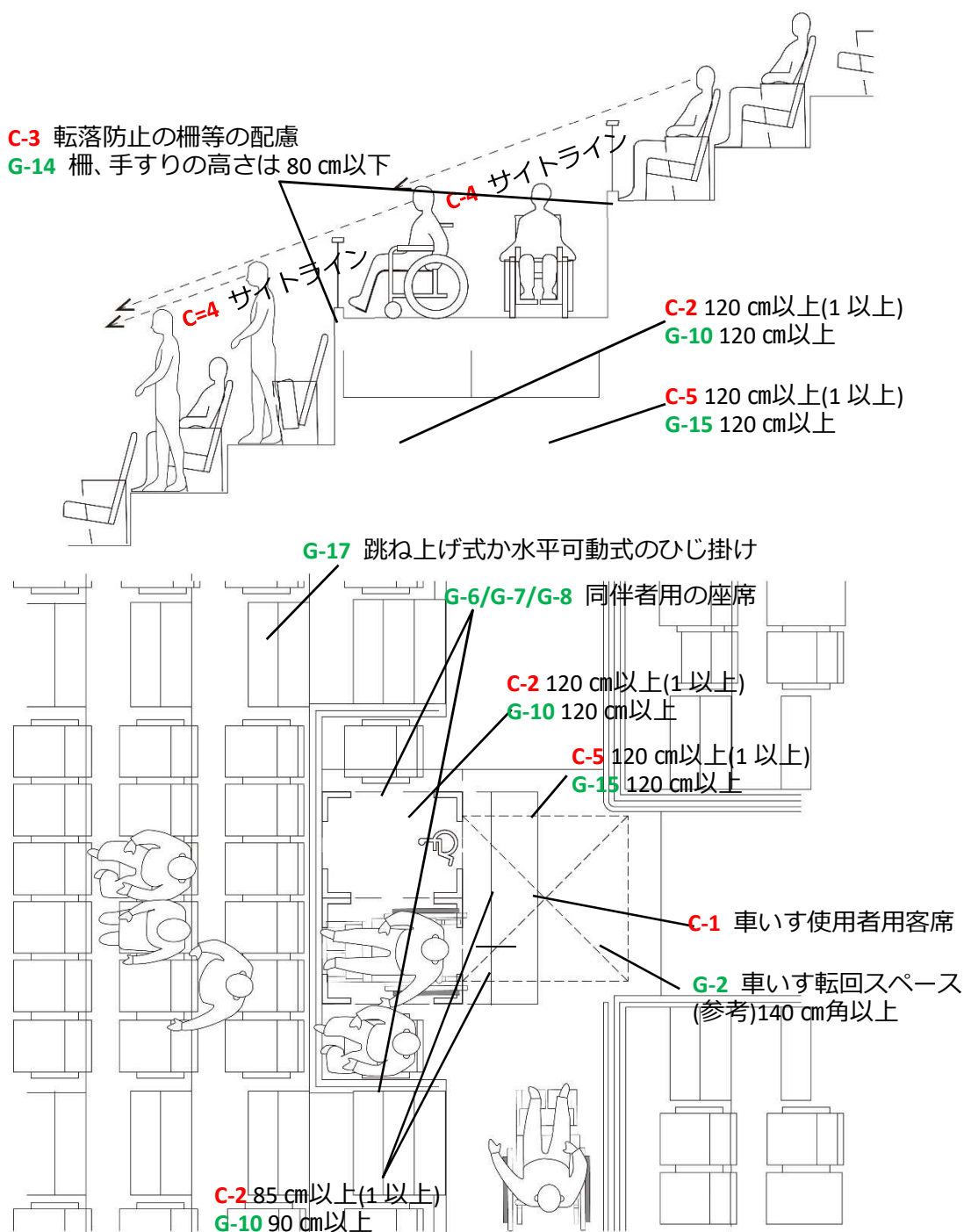


図 3.38 客席・観覧席

3-19. 避難設備等

災害時における高齢者、障がい者等の避難を円滑にするためには、利用者特性、建築物の用途、非常時の対応方法等に鑑み、設計上の工夫を施す必要がある。

3-19-1. 経路上

(動線計画)

G-1 日頃の移動等円滑化経路が非常時の動線になっていることが望ましい。

(段差処理)

G-2 避難経路に段がないことが望ましい。

(避難指示の設置)

G-3 床面や腰の高さに非常口誘導灯や光走行式誘導装置、蓄光性のある誘導タイル等を併設することが望ましい。

3-19-2. 一時避難スペース

(配置の原則)

G-4 階段の踊り場に、車いす使用者等が救助を待つための一時待避スペースを確保することが望ましい。

G-5 階段や廊下等に設置することが望ましい。

G-6 3 階以上の施設内では耐火構造でかつ遮煙されていることが望ましい。

(広さ)

G-7 85 cm 以上の有効幅を確保することが望ましい。

(能力)

G-8 一時待避スペースであることがわかるよう、わかりやすく表示することが望ましい。階段室や付室を設ける場合は、出入口に一時待避スペースが設置してある旨を表示することが望ましい。

G-9 一時待避スペースには、助けを求めたり、状況を伝えたりするためのインターホンを設置することが望ましい。

3-19-3. 警報・連絡設備室

(情報伝達方法)

G-10 視覚障がい者、聴覚障がい者に対応していることが望ましい。

3-19-4. 火災報知器・消火器

(設置場所)

G-11 車いす使用者及びその他の人々がアクセスできるスペースに設置することが望ましい。

G-12 最大操作高 110 cm とし、障害物のない壁面に直接取り付けることが望ましい。

(操作高さ)

G-13 操作高さは最大 110 cmとすることが望ましい。

(機能)

G-14 自動火災報知設備を設置する建築物に設ける避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものとすることが望ましい。

G-15 避難口から誘導する方向に設けられている自動火災報知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅・音声誘導機能が停止することが望ましい。

3-19-5. 防火戸

(幅)

G-16 80 cm以上の有効幅を確保することが望ましい。

(形式)

G-17 シャッター式の防火戸は車いす使用者等の安全性に十分配慮した製品を利用することが望ましい。

3-19-6. 非常口

(基本事項)

G-18 非常口の戸の前にアルコーブを設けることが望ましい。

3-19-7. 救急処置室

(設置場所)

G-19 車いす使用者や歩行器具使用者がアクセスできる誘導通路を設けることが望ましい。

G-20 施設のドアはすべての人が利用しやすく、治療室の前の通路に設置することが望ましい。

(情報伝達方法)

G-21 視覚障がい者、聴覚障がい者に対応していることが望ましい。

(機能)

G-22 簡易寝台は、高さ調節機能とストッパー付車輪の付いたものとすることが望ましい。

G-23 多機能トイレがすぐ近くに配置されていることが望ましい。

G-24 必要に応じて、大人用のおむつ交換台になりうるテーブルが設置することが望ましい。

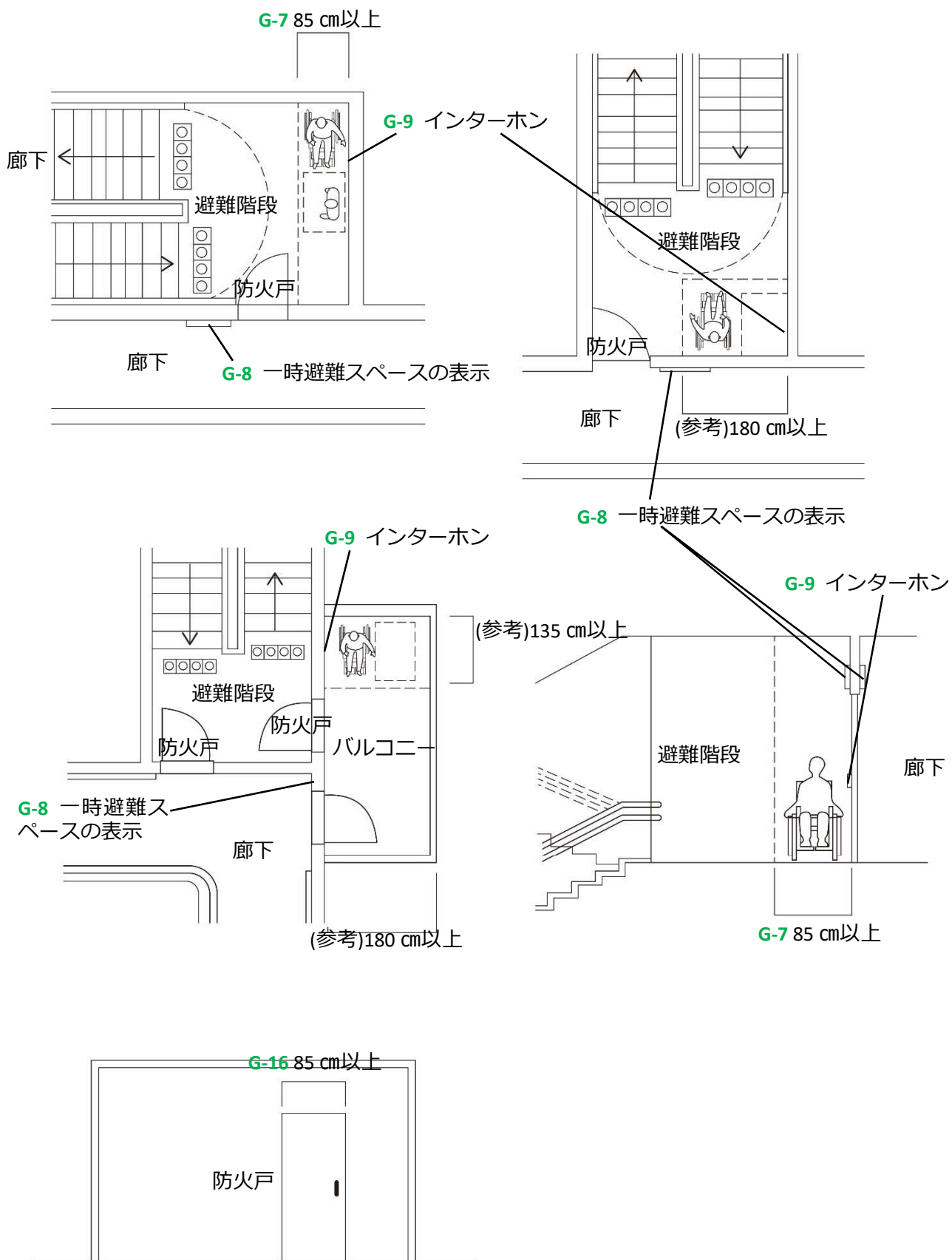


図 3.39 一時避難スペースの例

3-20. 公共施設（駐車場、駐輪場、乗降部等）

3-20-1. 駐車場

（車路と歩行者通路の交差部での配慮）

G-1 歩道と車路及び敷地の境界の段がないことが望ましい。

3-20-2. 障がい者用駐車区画

（配置の原則）

C-1 駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設を一以上設けなければならない。

C-2 自動車の駐車のために供する部分を 20 以上設ける場合は、当該駐車することができる部分のうち 1 以上は、車いす使用者が乗車する自動車のみを駐車する部分とすること。

G-2 全駐車台数が 200 台以下の場合は当該駐車台数の 2 %以上、200 台を超える場合は当該駐車台数の 1 % + 2 台以上の車いす使用者用駐車施設を設けることが望ましい。

（配置の考え方）

C-3 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

（区画寸法）

C-4 幅は、350 cm以上とすること。

G-3 車いす使用者用駐車施設の奥行きは施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。

（乗降スペースの水平性）

C-5 床面又は地面は水平とすること。

G-4 車いす使用者用駐車区画及び乗降用スペースは水平とすることが望ましい。

（乗降の方向）

G-5 乗降用スペースは左右両側に設けることが望ましい。

（明示すべきサイン）

C-6 必要に応じ、進入路から駐車スペースへの案内標識を設置すること。

G-6 駐車場の進入口には、車いす使用者用駐車施設が設置されていることが分かるように表示することが望ましい。

G-7 駐車場の進入口から車いす使用者用駐車施設まで、誘導用の表示をすることが望ましい。

（国際シンボルマークの表示）

C-7 車いす使用者が乗車する自動車を駐車することができる部分である旨の標識（国際シンボルマーク）を床面及び立面に標示すること。

G-8 車いす使用者用駐車施設の枠内を青色に塗装、また乗降用スペースを斜線で塗装、国際シンボルマークは大きく表示することが望ましい。

(屋根・庇の設置)

G-9 屋根又は庇を設けることが望ましい。

3-20-3. 駐輪場

(配置の原則)

G-10 近くに階段や急斜面などの障害物がない場所に配置することが望ましい。

G-11 移動等円滑化経路の外に配置することが望ましい。

3-20-4. 乗降部

(段差処理)

G-12 縁石の高さは 15 cm 程度 (ウルトラ・ローフロアバスにも対応可能な高さ) とすることが望ましい。

G-13 通路と乗降ゾーンに段差が生じる場合、すりつけ勾配が 1 以上設けることが望ましい。

(照明設備)

G-14 照明設備の明るさは 60lx 以上とすることが望ましい。

(視覚障がい者誘導ブロック)

G-15 乗降エリアの縦方向、縁石先端から 30 cm の場所 (点状ブロック) に敷設することが望ましい。

3-20-5. 車道と歩行者通路との交差部

(段差処理)

G-16 歩道と車路及び敷地の境界の段がないことが望ましい。

(交差部の横断勾配)

G-17 交差点の横断勾配は、1/50 以下 (推奨は 1/100 以下) とすることが望ましい。

3-20-6. 横断歩道

(幅)

G-18 横断歩道の幅は、4m 以上 (やむを得ず縮小する場合は 3m 以上) とすることが望ましい。ただし、歩道と連続性を確保するため、歩道幅員と同じ幅とするなど、特に必要がある場合はこの限りではない。

3-20-7. 信号機

(警告喚起方法)

G-19 信号機のある横断歩道には、車両用信号以外に視覚と音響による警告喚起を行うことが望ましい。(人的サポートも含む)

G-20 0.6m/s の速度で渡るときに継続して音が鳴ることが望ましい。

G-21 点滅中の青のときに連動して音が鳴ることが望ましい。

3-20-8. 電話台（公衆電話）

（機能）

C-8 点字表示及び音量調節機能を設けること。

（車いす使用者への配慮）

C-9 1以上の電話台は、車いす使用者に配慮し、車いす使用者が円滑に利用できる下部の空間や電話ボックス内の空間を確保すること。

（設置場所）

G-22 移動等円滑化経路の外に 1.2m 以内に設置することが望ましい。

（識別性の確保）

G-23 周囲の舗装と明度 30 以上確保することが望ましい。

（操作高さ）

G-24 電話台の上の電話及びプッシュボタンの中心が高さ 90 cm～100 cmとなるようにすることが望ましい。

（電話台下）

G-25 電話代下部に高さ 70 cm程度、奥行き 45 cm程度のスペースを設けると車いす使用者が楽に利用できることが望ましい。

G-26 電話台の下部スペースに電話帳のかご等を設置しないことが望ましい。

（棚の設置）

G-27 椅子や手荷物を置く棚を設けることが望ましい。

3-20-9. 発券所・現金自動預払機等

（周辺のスペース）

C-10 車いす使用者が通過する際に支障となる段（禁止）を設けないこと。

（ボタンの形式）

C-11 視覚障がい者に配慮した押し込みボタンとすること。

G-28 ボタンは押しボタンとすることが望ましい。

（案内方法）

C-12 視覚障がい者に配慮した点字及び音声による使用方法の案内があること。

G-29 点字及び音声による使用方法の案内を行う機能があることが望ましい。

G-30 精算機は、音声とディスプレイによる対応を行うことが望ましい。

（操作高さ）

G-31 発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や車いす使用者も使える位置や高さ等にすることが望ましい。

(下部のクリアランス)

C-13 車いす使用者が円滑に利用できる下部の空間等を確保すること。

(配置の原則)

G-32 発券機や精算機は、運転席のみでなく助手席からも利用できるものとするのが望ましい。

(モニターの設置)

G-33 ATM に設置するインターホンは、モニター付きにするなど聴覚障がい者も利用できるものとするのが望ましい。

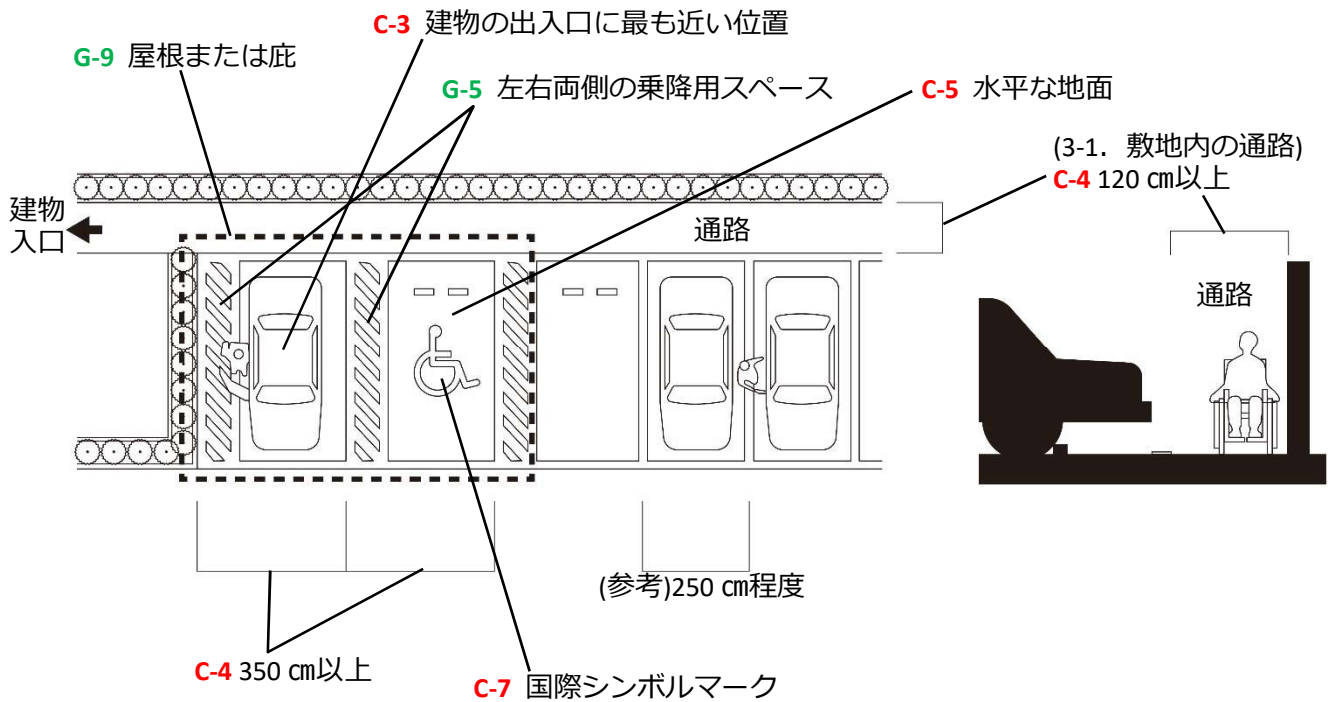


図 3.40 駐車場

4. チェックリストの提出

参加者はユニバーサルデザインに関するチェックリストを提出すること。提出するチェックリストの書式は大阪市のひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づく建築物の事前協議における【様式第2号】特別特定建築物事前協議項目表（<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000481667.html>）（日本語）とし、事前協議の対象となる施設については、市に提出した項目表の写しを提出することとする。

パビリオン タイプ A（敷地渡し方式）の設計書の提出・申請方法については、「パビリオン タイプ A（敷地渡し方式）の設計に係るガイドライン」を参照のこと。

5. 引用文献・参考資料等

本ガイドライン作成にあたって、引用した文献および、参考資料は下記の通り。各文献、資料の詳細については 1-5.法順守等に記載のリンク先（日本語）を参照のこと。

5-1. 引用文献

- ・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン
- ・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱

5-2. 参考資料

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン
- ・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱

お問合せ

ガイドラインの内容に関するお問い合わせや、手続きに関してご不明な点等については、参加者ポータルの Queries 機能をご活用頂いて開催者にお送りください。

参加者ポータルのご利用について支障のある場合は、participant@expo2025.or.jp（別でも可）にメールにてコンタクト下さい。



Bureau
International
des Expositions

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会